

第32回 佐用町議会(定例)会議録 (第2日)

平成21年12月7日(月曜日)

出席議員 (21名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	片 山 武 憲	4番	岡 本 義 次
	5番	笹 田 鈴 香	6番	金 谷 英 志
	7番	松 尾 文 雄	8番	井 上 洋 文
	9番	敏 森 正 勝	10番	高 木 照 雄
	11番	山 本 幹 雄	12番	大 下 吉 三 郎
	13番	岡 本 安 夫	14番	矢 内 作 夫
	15番	石 黒 永 剛		
	17番	西 岡 正	18番	平 岡 き ぬ 糸
	19番	森 本 和 生	20番	吉 井 秀 美
	21番	鍋 島 裕 文	22番	山 田 弘 治
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (1名)	11番	山 本 幹 雄		
		9時32分から入場		
早退議員 (1名)	7番	松 尾 文 雄		
		15時15分から早退		

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	大久保 八 郎	書 記	尾 崎 基 彦
説明のため出席 した者の職氏名 (27名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	高 見 俊 男
	復興担当理事	山 田 聖 一	教 育 長	勝 山 剛
	天文台公園長	黒 田 武 彦	消 防 長	加 藤 隆 久
	会 計 課 長	上 谷 正 俊	総務課長兼財政課長	坪 内 頼 男
	まちづくり課長	前 澤 敏 美	災害復興対策室長	長 尾 富 夫
			住 民 課 長	木 村 佳 都 男
	福 祉 課 長	内 山 導 男	健 康 課 長	新 庄 孝
	農林振興課長	小 林 裕 和	商工観光課長	廣 瀬 秋 好
	地籍調査課長	茅 原 武	建 設 課 長	野 村 正 明
	水 道 課 長	野 村 久 雄	下 水 道 課 長	寺 本 康 二
	生涯学習課長	福 本 美 昭	クリーンセンター所長	谷 口 行 雄
	教育委員会総務課長	福 井 泉	教育委員会教育推進課長	岡 本 正
	上月支所長	達 見 一 夫	南光支所長	春 名 満
	三日月支所長	田 村 章 憲	税 務 課 参 事	岩 本 弘 美
欠 席 者 (1名)	税 務 課 長	保 井 正 文		
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

日程第 1 . 一般質問

午前 9 時 3 0 分 開議

議長（山田弘治君） おはようございます。早朝よりお揃いでご出席を賜り、誠にご苦勞様でございます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、本日 2 名の傍聴申し込みがあります。傍聴者におかれましては、傍聴中守らなければならぬ事項を遵守いただくようお願いをいたします。

また、本日、税務課長から欠席届が提出され、岩本参事の出席を認めておりますので、報告をしておきます。

山本幹雄議員の方から少し遅れるという連絡が来ておりますので、合わせて報告しておきます。

それでは、直ちに日程に入ります

日程第 1 . 一般質問

議長（山田弘治君） 日程第 1 は一般質問であります。

16 名の議員から質問の通告を受けておりますので、通告に基づき順次議長より指名をいたします。

それでは、まず 15 番、石黒永剛君の発言を許可いたします。

〔 15 番 石黒永剛君 登壇 〕

15 番（石黒永剛君） おはようございます。15 番、石黒でございます。この議会には、お手元の通告書に事前通告いたしておりますように、災害発生時の行政の対応と地域防災組織の強化取り組みについてであります。

質問書の中にふれておりますが、今回の災害において最も悲しむべきことは、人災を伴ったことであります。二度とあってはならない。なぜ、このような大災害となったか。その原因を明らかにするため、推論、机上論ではなく、問題を直視し、結論を導き出す必要があります。しっかりとした検証と考察、それが必要であります。

昨日、慰霊祭に出席し、忌まわしい 8 月 9 日の思いを新たにいたしましたところでございます。私事になりますが、先月 29 日、今なお安否確認の取れていない 2 名の方の捜索に、仲間と共に参加させていただきました。道端に、路傍に手向けられた花に涙する人の優しさも同時に味わいました。

質問事項において述べておりますが、個人の財産、公的資産の損失、そして、更に経済活動の停滞を考える時、その逸失利益は、想像もできません。はかり知るもできません。基本的に、わが身はわが身で守るとしても、それは、公的設備、施設、拡充整備のもとに行政からの確な情報の伝達が前提であります。災害前の備えと、災害時の町行政機関が、うまく機能している状況でなければ、これは望めません。

10 月、佐用町町民は、この度の災害の復旧と復興を庵途町長に委ねました。当日以来、作業服の町長さん、これが私の住む町のお年寄りの言葉です。多くを期待されております。

復興計画検討委員会の設置に続いて、この議会には、検証委員会設置条例の制定議案が挙がっています。検証と物事を明らかにすること。すなわち考察。いつかは、来るであろうという災害の備えに、それはつながります。いつ発生するかもしれない、未知なる自然災害に備え、万全を期すことは難しいことです。しかし、それを怠ってはなりません。

激しい雨の中、地区公民館に、私が出向く時、5年前のようなことは、二度とあるはずもないというような気持ちで、私は、現場に向かいました。今回、私の質問は、この災害の復旧復興の全般にわたり、当局に広く見解を求めるものであります。

質問の第1は、30回定例会において、災害に強く住民が安心して暮らせる町を創造するため、災害計画の作成であります。復興計画検討委員会が設置されました。

趣旨説明に、未曾有の大惨事となったことに対し、この災害からの復興と、災害に強くと述べられていますが、計画策定に当たり、この計画立案は、地域に出向いて、詳しい聞き取り調査は、欠くことができません。この考えを、私自身持っておりました。

11月18日、質問通告において、10月20日を皮切りに、10月20日を桑野・海内地域を皮切りに、他12地区の説明会を開かれておるように聞いております。加えてアンケート実施も実施されていると伺いました。それが、私の質問の目的でもありました。願わくば、検証委員会設置後において、この委員会の発足が順序ではなかったでしょうか。

続いて、2番になります。災害後、多くの災害の専門家、学者等の調査研究があったと思います。そのために、来町もあったと思います。こういった専門家の意見は、学ぶものが非常に多くあります。いずれも貴重な助言、意見であると思います。これをいかにプランニングしていくか。また、していく必要があります。それを必要ならと思われるれば、具体的に一例を示していただきたい。この質問は、質問1にも関連し、復興プランの作成に当たり、委員以外からも、広く周知を集める必要上、この質問をいたしました。

質問3は、これは、少しおかしな文章になっておりますが、私自身、当夜を振り返り、激しい雨の中から、多くの知り合いの皆さんに、大山谷の現状を伝えるべく電話をいたしました。今までにも、大山谷というような言葉が、皆さん、議員の中からも出ておりますし、当局答弁の中にもありますので、資料を持って、大山谷については、少しふれてみたいと思います。その必要から、電話を皆さんに掛けました。車の移動。お寺にあっては、山門を開けて欲しいと。もう、いろいろな電話、もう次から次と、私は、脳裏をかすめまして、電話をいたしましたが、不通で、全く町内は通じませんでした。もし、あの時、電話が通じておれば、車の損害等も少なかったのではないかなと思っております。もし、あの時、このことができておればなという非常に難しい質問をしておりますが、思い当たることかなければ結構です。

3番と4番には、関係がありますので、続けて質問をいたします。

防災担当者の設置構想は。

地域防災力の高揚が、今、不可欠であると思います。現状を根本的に見直し強化の必要があると思われませんが、その構想はございませんか。兵庫県も、阪神大震災後、防災監を置き、防災、減災について、他府県に比べ、安心で安全な県土づくりに努力しております。今回の災害においても、佐用町への支援は、迅速で非常に手厚いものを感じました。感謝するところでございます。佐用町においても、今回のこの経験と反省から、防災課までとは言わないとしても、専任の担当者を置き、非常時対応、地域防災の見直し等組織の育成も担当し、これを育てていく部署の必要性を持っていますが、いかがでしょうか。

最後になります。当佐用町は、山崎断層群を抱えております。断層群型地震千年説から来て、山崎断層の危険度が非常に高まっております。また、指摘もされております。今回、山地崩落、山崩れ、土砂崩れですね、山土の流出等たくさんありましたが、その関連はお持ちでしょうか、見解をお尋ねしたいと思います。

以上、この場の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（山田弘治君） それでは、町長の答弁を求めます。庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

昨日は、慰霊祭に、それぞれ議員の皆さん方に、ご参列をいただきまして、本当にありがとうございました。改めて、多くの尊い人命を失ったことの重大さ、また、この災害の大きさ、そして、このような悲惨な災害を再び起してはならないという思いを強くしながら、亡くなられた方のご冥福、そして、行方不明の方の1日も早い発見を、見つかることをですね、お祈りをさせていただいたところでございます。

今日から、3日間の予定の一般質問におきましても、この災害に関することが中心でございます。できる限りの答弁をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、石黒議員からの災害発生時の行政対応と地域防災組織の取り組みについてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、災害復興計画検討委員会において、被災者の方からの声、災害現場の検証からの真実が、反映されにくいのではないかと。また、地域に出向いての聞き取り調査とのことでございますが、災害復興計画は、住民生活の再生、産業の活性化、防災のまちづくりなどの視点から、以前にも増して、美しく、安全で安心して暮らせるまちを作っていく、その未来像を描くための指針とするものでございます。そのためには、被災された方や、地域の皆さんのご意見をできるだけ反映をさせていただき、地域に即したものにすることが必要であろうというふうに思っております。

現在、13の地域づくり協議会ごとに、地域に出向きまして、意見交換会を実施しているところであります。地域では、自治会の役員は、災害時に、集落の見回りなどで、家の中にいないことが多いので、防災無線で放送があっても聞くことができない。また、水害の場合には、小学校など、避難指定場所へ避難するのではなくて、集落の集会所や近所の家など、近くの安全と思われる所へ避難する方が良いとか、協議会では、既に、防災マップを作り始めているなどの意見もいただいておりますので、それぞれ、いろんな意見を、必要な意見、地域において経験された貴重な経験等、計画に反映をさせていきたいというふうに考えております。

また、町民の方、約1,000名を対象にアンケート調査を実施し、現在取りまとめをおこなっているところであります。

検討委員会の委員におかれても、この度の災害で被災された方もおられますし、また、被災地でボランティアの調査活動をされた学識者もおられ、被災者の声が反映されるように、努めてまいります。

次のご質問で、専門家、学者等の調査・研究にかかる結果による助言、意見など、直接報告を受けたわけではありませんが、新聞報道などにより、本町の復興計画や地域防災計画などに反映させていくべき意見や見解があるというふうに思っております。特に、今後検討していく中でも、災害の種類や地域の状況に即した避難場所の問題、また、避難経路についてはどうかということや、夜間の避難の場合における注意事項、高齢者等要援護者の避難対策や、防災行政無線放送など情報伝達手段の検討などは、早急に行う必要があるというふうに考えております。

次に、今、当日からを振り返り、あの時にと、考えることはということでございますが、

避難勧告を的確なタイミングで適切な対象地域に発令することをはじめ、住民への迅速、確実な情報の伝達、また、災害の特性に応じた知識を習得するための訓練等々、事がこうして起きてしまった後から、いろいろと反省を考え、反省することは、たくさんございます。これらの問題点、反省点、これをしっかりと検証し、今後の自然災害の発生に備えた体制づくりや防災計画の整備をすることが重要であるというふうに考えております。

次に、防災担当者設置の構想でございますが、現在は、住民課に消防防災係を設置し、消防と防災を、それぞれ各1名が担当しており、防災担当者は、専任ではなくて、他の業務を兼務しながらの業務というふうになっております。今後、検証を進める中で、地域防災の強化と、地域の連携等強化しなければなりませんし、防災の備えということを考えていく中で、防災関係業務にあたる組織のあり方についても検討をしなければならないというふうに考えております。

次に、地域防災組織を見直し強化の必要と、その構想はということについてでございますが、町では、全ての集落に自主防災組織の編成をお願いしておりますが、高齢化や人口の減少により、自主防災の活動が十分にできない集落もあります。議員がご指摘のように防災力の向上を図っていく上では、現在の自主防災組織の強化対策が必要であるというふうに認識しております。地域での意見交換会においても、この度の災害を教訓に、地域で協力しあえる体制を整え、自主防災組織の強化を図っていかねばならないというご意見もいただいております。町としても、地域の防災訓練や研修会への講師を派遣する県の支援制度を活用するなど、地域づくり協議会と協力しながら、防災組織の強化を図ってまいりたいというふうに思っております。

次に、山崎断層群と今回の山地崩落との関連であります。傾斜の急な山地は、降雨による土中の水分を含む比率が限界を超えると不安定になり、崩壊をしやすくなります。また、杉、ヒノキなどの人工林の場合、間伐、枝打ちなど十分な施業をして保育を、管理をしておかないと、下草がなくなり、少しの雨でも土砂が流れ出します。現在の山林の荒廃が山地崩壊の大きな原因の1つであるというふうにも思っております。

山崎断層群との関連性につきましては、町として判断することは、これは、当然、中々専門的にできませんので、研究者による研究の成果を待ちたいというふうに思います。

以上、簡単でございますが、この場での答弁とさせていただきます。

〔石黒君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、石黒永剛君。

15番（石黒永剛君） はい、前向きなご答弁ありがとうございました。

続けて、暫く時間がございますので、関連質問をさせていただきたいと思っております。

まず、そのアンケート調査の回答者の抽出、回答者は、どのように選任されましたか。

〔災害復興対策室長 挙手〕

議長（山田弘治君） 復興対策室長。

災害復興対策室長（長尾富夫君） はい。このアンケート調査につきましては、町内の方、15歳以上の方、無作為に1,000名というような形で、当初考えておりました。その中で、1,000名の、約1,000名の人数には、変わりはないんですけども、できるだけ被災された方の地域、こういう地域から、できるだけ多く意見をいただきたい。それから、また、15歳以

上ということなんで、若い方、それから、また、委員さんに、女性の方がおられないので、できるだけ、そういう配慮もしたいということで、一般的に無作為を、だいたい約7割、700人程度。それから、被災地域の、特に大きな被害が出た所から、約2割。それと、残りを、そういう女性の方とか、そういう方を中心に、約1,000名という形で無作為にさせていただきます調査を実施しているところです。

〔石黒君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、石黒永剛君。

15番（石黒永剛君） ありがとうございます。

それでは、発生時の行政対応について、2、3お尋ねいたします。

まず、支所活動、支所対応についてです。

上月支所長にお聞きしたいと思います。救援依頼、要請の通報がある時、とるべき、支所長の行動についてお聞きしたいと思います。で、その時は、防災マニュアルに沿ったものでありましたか。

議長（山田弘治君） はい、上月支所長。

上月支所長（達見一夫君） 今回の場合、住民課の方から連絡があり、一応、人数的には、1号と言うんですか、一番少ない人数の最初対応の連絡。しかし、上月支所、人数が非常に少ないという中で、私の判断で、一応、男子の職員全員に招集をかせさせていただきました。

〔石黒君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、石黒永剛君。

15番（石黒永剛君） それは、何時頃のことになりますか。

議長（山田弘治君） はい、上月支所長。

上月支所長（達見一夫君） 私の方に連絡があったのは、多分、4時過ぎ。その後、私が、職員等に連絡をとって、私が、支所に出たのが、4時45分頃だったと思います。

〔石黒君 挙手〕

議長（山田弘治君） 石黒永剛君。

15番（石黒永剛君） 災害本部に、直接、救援依頼が入った時には、一般的には、災害対策本部は、どのような形を取られますか。遅くとも、当日、7時10分頃だったと思います。私は、パソコンで、アメダスの1日の降雨量の計算をしておりました。丁度、その時に、258ミリぐらいだったかな、ちょっと記憶なんですけれども、同時に、私のパソコンの横には、テレビを置いています。NHKのテレビ画面に、ちょうど7時のニュースでしたけども、テレビ画面に、佐用町、宍粟市に、土砂災害警戒情報がテロップで流れました。こう

いった、テレビにテロップで流れるということは、同時に、町の方にも、この情報は入っていると思います。この土砂災害警戒情報は、気象庁と、今回の場合、兵庫県ですね、が、発令、発表するように思います。この時点で、かなり、その土砂災害情報というのは、入るということは、迫ったものがあつたように思います。

で、私は、時系列的に、当日を文書化しておつたんですけども、7時35分頃には、大山谷の氾濫が既に始まっており、町内への流入があつたと思います。この時、災害対策本部は、どのような形であつたのでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） ちょっと、きちっと時系列等につきましては、記録のあるもので答えていかなければならないと思いますけれども、土砂災害の警戒情報、これは、8時10分だと思つたんです。今、石黒議員は、7時10分ぐらいにというふうに、もう言われているんですけども、そういう7時の段階では、そういう私は、情報もなかつたし、そういう、そこまでの危険性というものをね、前にも話しましたけれども、認識はしておりませんでした。

〔総務課長兼財政課長「8時12分」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） 12分か。8時12分に、土砂災害の警戒情報が出ているということです。

それから、大山谷がですね、の状況、確かに、そういう、その、地域においては、それぞれ水が溢れたり、河川を超えて来たりという、国道の方にですね、そういう状況があつたかどうかは、こちらの方は、把握をしておりません。

〔石黒君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、石黒永剛君。

15番（石黒永剛君） まあ、時間がずれがあるように思いますけれども、私は、それから、上町の状況が大変だから、出て欲しいということで、実は、上町の集会所の方に出向いたわけです。その時点では、まだ、情報が出た、なぜだろうなというような気持ちで、半信半疑で上町の橋をわたった覚えは持ってます。このことは、また、いろいろと後、多くの、私以外の皆さんも質問になってますので、そこで出てくるだろうと思います。

この土砂災害情報というものが、どういう場合に、出した時に、出るものか、住民課長、ひとつお願いいたします。どのような状況。

続けます。どのような状況か。土砂災害警戒情報というものは。

議長（山田弘治君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 今後の雨量等によって、広範囲に亘って、土砂災害が起こるような状態のことなんですけれども、内容的な部分でしょうか。

〔石黒君「いや、もう、それでよろしい」と呼ぶ〕

〔石黒君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、石黒永剛君。

15 番（石黒永剛君） 土砂災害情報が発令される時は、この危険度が高まった時には、市町村長が避難勧告を発令する際の目安にするというように定義づけてあります。

佐用町の防災会議の手によって、防災計画が作成されています。これは、16年災と、それから、これから起きるであろうという山崎断層を念頭においての計画だと思います。この中で、3号配備体制が取れたのは、時間的に、いつでしょう。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） よく、それも議論されるんですけども、その、完全にですね、全職員が配置につくということには、非常に時間が掛かっております。実際に、日曜日の夜という、そういう時期的なこともありまして、7時、指示としては、7時35分に、

〔副町長「25分」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） 25分だったか。

3号配備の指示をして、それぞれ順番に連絡をしているということであります。

〔石黒君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、石黒永剛君。

15 番（石黒永剛君） 実は、私は、鳥取西部地震、地震と水害との場合の災害の規模も違いますし、性質も違いますけれども、鳥取西部地震が起きた時に、阪神大震災は都会型の地震だと。鳥取西部地震は、田舎という言葉がいかんか分かりませんが、地震だということ、3度、4度と鳥取西部、行っております。

で、そこで貴重な言葉を、かつての西伯町の助役さんからお聞きしております。その時の災害マニュアルはどうであったかと。もう役に立ったもんやなかったと、おっしゃってました。

そして、その後において、私自身が、また、この西伯町には行ってませんけれども、会見町だったと思いますけれども、行きましたら、非常におもしろいもんができております。というのは、やはり災害を経験した上で、出てきた知恵だなと。例えば、火事があると。昼間は、誰もいない。お年寄りだと。ホースのつなぎ方も分からんと。右に黒を持ち、左に赤を持てば接続できるんだというような形のことが、実際の経験の中から知恵として出ております。そういったことから考えてみますと、今回、とっさのことであり、そして、また今、町長がご答弁されておりましたように、日曜日であったというようなことから、それが、実際に機能したかどうかということについては、疑問点を残すと思います。

しかしまあ、そういった反省点というものを進んで、検証の中に求めておられますので、

これ以上は、私は、申し上げることはいたしませんけれども、経験によって、新しいものを作っていくという姿、ひとつよろしく願っていたと思います。

それから、防災無線になりますけれども、私も、実は、防災無線聞いておりません。と言いますのは、あの土砂降りの中で、実際に現場におれば、防災放送なんて、聞けるわけありませんし、聞いておれば、おかしくなります。しかしながら、家庭におられて、聞いていなかったというような証言もあるわけです。これは、なぜかという原因を追究すると、非常に日頃の放送が、自分には関係がないものが多いということで、ボリュームを絞っておると。そしたら、ボリュームを絞っておる場合は、非常時は、自然とボリュームが、声が大きくなるようになっておりますし、しかしながら、電源を切っているとか、その放送を聞かなければならない状況になってないわけなんです。電池が切れておるとか。そういったもんも、これは出ておりました。

それから、放送というものは、行政からの一方通行であると。聞いた方が伝わっているかどうか分からないような状況になってきます。そういった点、これは、やはり佐用チャンネルにも、そのようなことを述べておられたような証言がありました。

今回の災害については、人知も及ばぬとか、未曾有の豪雨であったとしても、結果的には、佐用町は豪雨災害という総括を受けたことになります。

それでは、少し、これから復興、復旧についてお尋ねしたいと思います。

被災者の声を反省する。先ほど、アンケート調査の抽出を 1,000 名にお聞きしたんですけれども、その被害に遭われた方が、70 パーセントですか。できる限り被災地からという物の考え方。しかしながら、被災を受けてない方の目も必要ではないかなということから、この抽出についてお聞きしたわけです。アンケート調査によって、検証委員会、専門家を全て配置、選任されるように聞いておりますし、素晴らしい復興計画というものを作りたいと思います。

通告書が少し早かったので、今回の質問書が、ピントずれが多いように理解しております。

ここで、皆さんのお手元に配らせてもらってます大山谷の氾濫について、少し時間をいただきたいと思います。これは、姫新線の写真です。それから、下が、これは大山谷が流れるカルバートの写真です。このカルバートは、姫新線の下、幅が3メートル60あります。そして、高さが1メートル80 なんですけれども、現在は、80 センチになってます。それから、向こうが少し赤くなってますけれども、向こう側は、開口部です。

で、まずお聞きしたいのは、この大山谷の管理は、町ですか。県ですか。建設課長。

議長（山田弘治君） 建設課長。

建設課長（野村正明君） 大山谷川につきましては、通常の維持管理については、町でございます。

〔石黒君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、石黒永剛君。

15 番（石黒永剛君） で、少し、その向こう側の、カルバートの向こう側の赤くなっている所、明るくなっているところなんですけれども、かつては、ここを、河床はコンクリを打ってなかったんです。ところが、去年だったか、近年に、コンクリートを打ってます。で、実際には、50 センチの深さ掘っておるんです。で、まあ、流水面積は、確保されていると

は思うんですけれども、そのことがいつ行われて、この災害には関係なかったかどうかいうことも、ちょっとお聞きしたいと思うんですけれども。

議長（山田弘治君） はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） 大山谷川につきましては、砂防河川でして、先ほど言いましたように、通常の管理については、維持管理については、町なんですけれども、そういった施設面については、県でございます、今、議員がおっしゃったことについては、申し訳ないんですけど、承知しておりません。

〔石黒君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、石黒永剛君。

15 番（石黒永剛君） それでは、この写真に沿って、そして住宅地図を付けてますけれども、ちょっとこれ、下のカルバートの部分が1になるわけです。で、2が、路線です。このカルバートの側に、1つ沢が降りてます。当日は、これはなぜ、私自身が、今日、この問題を出すかと言いますと、前にも、ここでやっているわけ。同じことが、で、その時も、この姫新線の線路 400 メーター、濁流が流れてます。そして、この住宅地図で見ていただいたら分かると思うんですけれども、その下の、前は、佐賀モータース。今は、農協のオートセンターになってますか。あのあたりから、179 号線に入って来るわけです。そして、それを駆け下って、上町の大きな交差点、あそこに、濁流が押し寄せました。従って、当夜は、あそこは、川原であったように思います。で、それよりも、むしろ智頭急行のカルバートから町内に入って来た、この線から、水が佐用町に流入しております。

で、この大山谷の流れたと、それから佐用川の河床が、流水が上がったことによって、あの常德寺の側のカルバートが全く効かなかったと。もう一面水の海でした。電気は消えていますし、照らす、そのサーチライトの中に濁流があるわけなんです。そして、また、ドラム缶が流れる、流木が吸い込まれるといった状況が、実は、当夜の 8 時以降の現場であったと思います。で、その近くには、身障者の方もおられて、その方を救出するには、消防署の手をお借りしたといったような状況が、当日の晩の話です。

それから、上町は、旅行者の皆さんが、自動車ですべて、あの三叉路に来たわけです。そして、中には、佐用坂が越さないから、道に自動車を止めて、車の中で一晩の夜明けかというような形もあったんですけれども、幸いにして、県警の機動隊の力によって、上町集落に収容し、夜が明けたというような状況であります。そういった時に考えてみますと、救援車両が、私、何時に来たかなと思うては見るんですけれども、その救援車両が来た時に、町として、あの現場で、その救援車両を、どのように町内に導けばいいかと、そのことさえできてなかったように思います。

幸いにしまして、その時、私、災害本部と電話連絡が取れましたので、町職員の方、電話の方も存じておりましたので、そのあれを取ったんですけれども、今後、災害時においては、やはり、そういった救援車両の導入はどこからあるかということ考えた時に、町として、そういった所の配慮もしておく必要があるんじゃないかというように思います。

まあ、パラペット、前の経験から、大山谷川には、パラペットを用意しておいたら、それも、越してしまうような、非常にきつい雨であったということになります。

それで、ここで聞きしたいんですが、この大山谷の改修、このカルバートを直すということになれば、これは、佐用坂のトンネルの勾配から考えていかならないような状況

です。こうして、手痛い災害をＪＲが２度も受けておるわけですがけれども、ＪＲの方から、何か、この件についてはありませんか。

〔建設課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） ただ今、ご指摘の大山谷川につきましては、先ほども言いましたように、砂防河川の位置付けがございまして、まず基本的にはですね、県の方で、今後ですね、砂防事業、砂防事業として、鋭意取り組むということです。工程的には、概ねですね、３年間、３年間で完成を目指すというふうになってございます。

それと、先ほど、町の方で維持管理ということでございましたけれども、今回は、県の方が、非常に、議員ご指摘のように、大変なことになっておりましたので、そういった土砂除けとか、あるいは、その後の、ＪＲ関連の復旧については、それぞれ、県なりＪＲにご協力をいただいております。

それと、ＪＲなんですけれども、早急な復旧に向けて、非常にご努力されたんですけれども、県が、そうやって砂防、これについては、今のところ位置はですね、ホテルの上方言うたらいいんですかね、こちらから行ったら、左側の山ですね。そこに、堰堤を設けるというふうな構想で、今、進んでるやに聞いてございます。

それと、ＪＲにつきましては、こちらから南光方面、三日月方面へ行っていたら、ＪＲから右の谷が、非常に荒れてるということで、これについては、県とＪＲが協議の中で、費用負担もですね、今後、考慮する中で、何らかの動きがあるんじゃないかなというふうに思っております。

ご指摘の大山谷川の砂防については、県の事業でございます。

〔石黒君 挙手〕

議長（山田弘治君） 石黒永剛君。

15番（石黒永剛君） 砂防については、また後ほど、少し、山崎断層とも関係がありますので、その時点でさせていただきたいと思えます。

山崎断層については、これは情報提供のようになると思うんですけれども、実は、３枚写真を見ていただいたら分かると思うんですけど、これは、実は、佐用町に以前、同志社大学の中川准教授が地質学でおみえになりました。で、今回も、この雨の中に、火山灰がかなり混じっておるといような情報がございまして、また、中川教授がおみえになりました。今は、まあ、退官されて授業を持っておられるようなんですけれども、この方を専門にやっておられるそうです。

まず、この写真ですね。縦に入っているのは、これは、破碎層です。はずいのすいは、砕くという字です。実は、断層群には、破碎層というものがつきものらしいです。で、この破碎層の、この白黒は、ちょっと見にくいと思えますけれども、茶色の部分ですね、この部分の１メートルに１トンの水圧が掛かっていると。そして、山を切るように、崩落していると。その崩落している現場については、この３枚ものの一番下にあると思うんですけれども、この部分に、ここに、こんな看板が、その側に立っているわけなんです。この皆さんの３枚写真の白黒の方には、ちょっとマーカーで印つけてますけれども、この看板が立っているのは、横線で書いていると思えます。それから、崩落現場は、点で上げている

と思います。ピンクやと思います。というのは、災害に強い森づくり、昨日も防災監がおっしゃってました。県民緑税の活用で、これをやっているんだと。兵庫県と佐用町です。この部分については、どうもありません。しかし、その横、10メートルあるかないかの現場において、この破碎層によって、山が割れているというような言い方がいいと思います。これ、水道課の、野村課長が、この現場ご存知やと思います。この奥が水源になりますからね。それから、産建の委員の皆さんも、ここは、確認されたと思います。場所は、海内から南光町の三河に越す、寺坂の坂に向かう1キロほどだったかな。500ぐらいだったか、手前になります。こういうことを断層は言ってます。

それから、江川に観音寺というところありますが、度々、畜産公害で問題になっているところですけども、あそこに、小林造園がありまして、小林造園さんの前がずってます。で、ここは、火山灰を確認をされてます。

そういったようなことを考えてみた時に、これは、今、ダムの堰堤の話がありましたけれども、実は、山自体が、自ら自然は、自ら保全する力を持っているわけなんです。それを遮断してしまったのが人間だと思います。開発を名目において。で、今回、あぜがずれているとか、それから、道が崩れているとか、それから、1メートル1,000円の補助金で、林道をつけさせてます。で、こういったものが、ほとんどやられてしまっていました。それで、何もしてない所が残っているんです。ということは、これはもう、やはり人間が手を加えたがゆえに、こういった問題がある。で、中川先生もおっしゃってましたけれども、ダム、ダムというようなこともいいけれども、早急にダムによって、これを避けては、防せいではいかないかんと思うけれども、どうだろう、ひとつ山に目を向けて、緑の回復によって、森は、自然のダムだと言われております。それを、ここで起こすことによって、これは、防げるのではないだろうか。

で、大山谷の話で、今、先ほど、建設課長が、あれは奥、大田原言うんですけど、あの所は、かつて大田原いうぐらいですから、隠し田ではなくして、そこはもう、面積、耕地面積として上がっているような、税金を掛けるような、大きな田んぼが多かったんです。それが、金近の奥につながってますからね。あの、ダムを作る、ゴルフ場を作る、それから、佐用町としても、あの上に、大山谷の源になるわけ。きつね岩という岩の上になりますけれども、ごみ処理場をつくる。それから、2つの業者が採石場を持つといった形で、あの区の保水力いうものが、もうなくなっているわけなんです。これは、やはり人間の手で起きた問題あるし、こういったことを、原因を考えてみる時、今やっぱり、ここは、1つ自然の力というものを、やはり昔から持っているようなものを考えてやっていかなければならないのではないだろうか。

それから、計画の中に、私が言うからどうということやなくして、山崎断層があるんだということも、1つ念頭に置いていただいてね、考えていただきたいと思います。

地震と、先ほども述べましたけれども、雨と水害とは、性質は違いますけれども、まあ、災害と、防災計画の中に入れる中に、同じような形のものも共通点があると思います。まあ、ひとつよろしく願いたいと思います。

地域防災についても、少し述べたいと思います。先ほど、町長答弁の中にもありましたように、やはり地域の皆さん、自らが、自分は、この問題に対して何ができるんだろうという問いかけがなされております。それで、その組織、その考え方、そういった場づくりというものは、これは行政の責任でやるべきだと思うんですよ。で、今、気運が高まっています。残念なことに、こういったことで。そういった時に、ここで、地域づくり協議会というものを、私達の町持ってますけども、その皆さん、地域コミュニティというものの希薄になっている部分も踏まえて、もう一度、ここで地域のあり方というものを考えていくべき時が来ているのではないだろうかと思っております。22集落が未だであったとい

うような答弁を、前の私の質問に対して、住民課長は、おっしゃっております。今、その地域防災組織の実態というものを、どのように住民課長は、把握されてますか。

議長（山田弘治君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 自主防災組織につきましては、平成 18 年の、この地域防災計画が策定された時点で、全集落に対しての説明会の方は、いたしております。その後、毎年役員さん等が変わられる中で、こちらからのお願いという形で、編成表の見直しという形で、自治会長会の中では、お話をさせていただいておるんですけども、それ以降の、こちら側の、そのフォローと言いますか、その自主防災組織内での、その活動のお願い等は、なされなかったと思っております。各集落においては、活発に、また、地域づくり協議会を中心にして、1.17 等の、震災を中心にした形での活動、あるいは研修会の方は、されておりますけれども、今回のような水害に対しての訓練等は、こうなされていない自主防災組織、また地域での活動があったんじゃないかと思っております。

〔石黒君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、石黒永剛君。

15 番（石黒永剛君） 説明会で話したとか、編成表の見直しをお願いしたとかということではなくしてね、実際に、これが、実働できるものでなかったはならない。一番ありがたいことは、地域の皆さんが、これに目を向けて、自分達の町は自分達の手で守るんだと。自分の身は、自分で守るんだという形をとっていただければ、行政として、非常に、これに勝るものはないと思うんですけどね。どうでしょう。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） はい。こういう非常に、地域においてもですね、人口が減ったり、高齢化をしていく中で、やはりこれまでも、地域力というものを、何とか維持していかなきゃいけないと。それを、あらゆる面で、防災だけでなく防犯の面。それから、皆が、福祉の面、いろんな生活をする面です。地域の中での助け合いというのは、改めて、やっぱり重要になってくるということで、この地域づくり協議会の、大きな、この活動の趣旨というのは、そこに目的を持って活動をしていく。その中で、この地域の、それぞれの地域で、自主防災組織等の活動。そして、その活動を計画をしていこうと。そういう行動計画等も作っていこうということで、取り組んでいる矢先です。地域づくり協議会が、活動し始めて3年。まずは、地域のコミュニティを、できるだけ緊密にしていく活動からですね、始まっているわけですけども、この度の、こういう大きな災害の中で、地域の皆さん方も、そのことに非常に、大きな、また改めて、強い関心を持っていただいておりますね、今度は、地域づくり協議会の、いろんな話をさせていただく中にもね、そういう積極的なご意見もいただいておりますし、当然、これは、町が、これまでの地域づくり協議会でも、地域で全てのことをやってください、考えてくださいじゃなくて、行政、町と地域が連携をしていかなきゃいけない。行政としての責任も、きちっと果たしながら、地域も、また地域としての役割と責任を果たしていただくという関係ですから、そういう中で、

この防災計画の、地域防災計画を作っていく上でもね、地域で全て考えてくださいでは、駄目だと思っています。

当然、行政の責任と役割を、しっかりし、また、その地域で考えていただく上でも、行政としての支援、また、考えていただく上での、いろんな学習等も必要ですし、また、専門的な助言なり援助も必要だと思います。そういうことをね、一緒に、今後、取り組んでいくことによって、それぞれの地域に即した防災計画なり行動計画いうものを、自分達が、一緒に作っていただくことで、やはり、いろんな災害なり、いろんな面で、より行動、適切な行動ができ、また、災害の減災につながっていくのではないかなというふうに思っております。

〔石黒君 挙手〕

議長（山田弘治君） 石黒永剛君。

15 番（石黒永剛君） ありがとうございます。私も、上町地区の役員をしております。皮肉なことに、この防災、1 ヶ月ほど前に、災害の1 ヶ月ほど前に、一度、絵に描いた餅にならずに、防災訓練もしなければならぬというようなところを、自治会長と話したようなわけです。

実際、実働として、部隊として動けるかどうかということになれば、私自身も言いませんけれども、不安を持っております。

それから、消防は、操法訓練は、されているように聞くんですけども、災害時の訓練はどうなってますか。非常備消防。

〔住民課長 挙手〕

議長（山田弘治君） 住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 毎年、水防訓練という形で、土嚢づくり等の講習会等は、実施をしておりますけれども、現場に即した形での訓練の方は、実施はされておられません。

〔石黒君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、石黒永剛君。

15 番（石黒永剛君） それから、災害の時以来、NPO 法人である、そのボランティアの方達とも話をし、また、幕山の現場においてのヒアリングの報告をされたものを、文科省にされたものを持っております。

いろいろと、ここまでお話を、質問させてもらってる中に、ふと、地域コミュニティというものが、どうなっているんだろうかなと。今、地域コミュニティというものが、希薄になっておるといようなことが、言われてます。その報告書の中にも、そういったことがふれておられる部分がありました。地域コミュニティというようなもの、これは、やはり地域が、地域の皆が、共同体として生活していく中に、生きていく中に、どうしても必要なものだといようなこと、そういったことも、やはり災害発生時には、出てくるのではないだろうか。ここまで述べて来ましたが、まだ8分ほど残すこととなります。

私自身、今度の、この災害に対して、いろいろと考えてみました。その1つに、住民自

らの手で作成する安全マップ。それから、地域で危険箇所の点検と確認。それから、安全な避難経路の確認、避難場所の決定。これは、地域が自ら行うべきではないだろうかと思っております。

それから、また災害時、自分は、どのように、自分自身の身を守ったらいいか。安全を守る判断力というものも、やはり住む人自身が、者自身が、考えていかなければならないと。

それから、住民相互の情報交換の確認など、いろいろと考えております。

まあ、赤穂の方に出向くこともございます。その時に、ああ、この辺では、ないだろうかというような気持ちで、応じて見る日もありました。早く、2名の方の安否が確認できることを祈りたいと思います。

それから、この度の災害から、地域の皆さんは、この問題に対して、協議会活動の中心に置きたいような感じを持っております。地域を守るのは、地域でという考え方。私達の町は、私達の手で守ると。こういった計画理念を掲げて、過去の経験、災害と経験から、想定し得る災害のために、基本的な指針、それが、災害計画の冒頭にあります。町の備えを高める。町の減災を目指す。町の力を蓄える。もう一度、この理念を念頭に、創造的な復興を目指していただきたいと思います。

最後になりますけれども、まちづくり課長に、地域についての、まちづくり協議会の今後の取り組みにける思いを、ひとつお願いいたしたいと思っております。

議長（山田弘治君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） はい。先ほど来、地域づくり協議会の関係につきましては、町長の方から、ご答弁ございましたので、重複することになるかも分かりませんが、先ほど来、議員おっしゃっておりますように、近年ですね、コミュニティの希薄化ということが言われております。これは、私達の生活スタイルの変化というところが、大きく起因しているのではないかというふうに思っております。そういったことから、コミュニティの再生でございますとか、あるいは地域での支え合いというふうなことから、13の地域において、小学校単位において、地域づくり協議会がスタートをしたというふうなことでございます。こういった中に、地域づくり協議会におきましては、現在、地域まちづくり計画というものを策定をいただいております。視点としてはですね、皆で支え合っていく、助け合っていく、そういった仕組みづくりというのが、非常に大切になってくるのではないかというふうに思っておりますし、今回のですね、特に、災害、私どもは、過去、地震を想定した、そういった災害計画でありますとか、いうふうなことをですね、考えてございましたけれども、今回の災害をですね、教訓にですね、地域まちづくり計画の中にもですね、災害時の行動計画、先ほど、町長申し上げましたけれども、そういった行動計画等もですね、取り入れていくというふうなことで、町としてもですね、地域をしっかり応援をしていきたいというふうに考えております。

議長（山田弘治君） 残り時間4分です。

〔石黒君 挙手〕

議長（山田弘治君） 石黒永剛君。

15番（石黒永剛君） はい、ありがとうございました。

それで、今も協力いただいているんですけども、近くに、近にまた、山崎断層の、その断層群、破碎層を確認するような会を持っております。そして、それには、地域の皆さんも参加したいなおっしゃってる向きがございますので、また資料等求めることがあると思いますけども、その節はひとつよろしく願いいたしたいと思います。

ありがとうございました。終わります。

〔総務課長兼財政課長 挙手〕

議長（山田弘治君） 総務課長兼財政課長。

総務課長兼財政課長（坪内頼男君） すいません。ちょっと大切なことですので、ちょっと訂正をさせていただきます。

土砂災害の警戒情報第1号の発表ですけども、最初町長が、答弁しましたように、20時10分、8時10分が、その発令の時間です。私の方が、8時12分と言ったのは、フェニックスで、佐用町が受信した時間。フェニックスで佐用町が受信した時間が、8時12分で、発令自体は、8時10分に発令されています。おわびします。

議長（山田弘治君） はい、以上で、石黒永剛君の発言は、終わりました。暫時休憩をいたします。再開は、この時計で45分、再開いたします。

午前10時29分 休憩

午前10時44分 再開

議長（山田弘治君） それでは、時間早いんですけども、休憩前に引き続いて、会議を再開をいたします。

続いて、9番、敏森正勝君の発言を許可をいたします。

〔9番 敏森正勝君 登壇〕

9番（敏森正勝君） それでは、9番議席の敏森でございます。

ため池使用方策及び改善についてを議題といたします。

高齢化と農業の弱体化、労働力の低減による魅力なし状態の現在の農業であります。ため池の濁り具合を測定する透視度計を使用して、ため池の水の窒素含量を推計し、この水を水稻栽培に使用した場合、施肥量を最大2割減らせることを県立農林水産技術総合センターが実証したと言っておりますが、都市部のため池は、栄養価が高く問題になっているが、知らずに水田に利用すると窒素過多で食味低下の一因になりかねない。又、逆に利用すれば肥料代や環境負荷の低減につながれるということであるが、池のある場所によって異なるわけですが、佐用町の場合、窒素施用量が減らせるだけの効果があると考えられるか。

ため池の蜂の子と呼ばれる水抜き部分であるが、高齢化にともない池の中にもぐり、栓を抜くことは非常に危険な作業であり、サイホン式の開水口にならないか伺います。

この場での質問といたします。

議長（山田弘治君） 町長の答弁を求めます。町長、庵造典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、敏森議員からの、ため池使用方策及び改善についての質問にお答えをさせていただきます。

調査をいたしましたところ、現在の兵庫県内のため池数は、4万3,347箇所と全国一であり、この西播磨県民局管内では、868箇所、町内では163箇所のため池が存在しております。県内では、特に、東播磨にため池が集中しており、この地域は、都市近郊でもあるため、住宅地が拡大することによって、生活排水等がため池に流入し、ため池用水が富栄養化している地域もあります。このような富栄養化した、ため池用水を農作物の栽培に用いると窒素過剰になり、通常の作物栽培方法では、品質・生産性の低下が予測されるため、県農林水産技術総合センターでは、用水中の窒素分と施肥量の窒素分を考慮し、減肥すると、窒素過多等の問題を回避でき、環境への負荷も少なく、コストの削減につながるとして、用水の透明度から窒素濃度を測定して、推定し、施肥量の調整をする試験結果を公表いたしているところであります。

この技術活用は、現在、都市近郊の、ため池用水が植物プランクトンで緑色になっている場合に適用ができ、地域によっては土壌、品種、肥料、用水量、窒素濃度が異なるため、減肥割合の調整が必要であります。

佐用町のため池につきましては、大部分が背後の山林からの流入水を活用した池であり、適切な維持管理をすることによって、ため池用水が植物プランクトンで緑色になり、透視度が30センチ以下になることは、低いと考えられますので、減肥の必要性は、現状ではないものと考えられます。

農業の現状につきましては、議員ご承知のとおり、農作物の生産性及び価格の低迷、生産コストの増大により農業従事者の離農、また高齢化が進む状況が続いております。このような中で、ため池の維持管理において、最近まで改築されていない、ため池につきましては、ため池栓の開閉は、水中での操作が主流であり、現状では、危険を伴うことは認識しておりますが、地域において、安全ロープを設置していただくなり、安全確保の上からも複数の人員での開閉作業等をお願いするものでございます。

ため池の水利用、ことに取水のことを考えれば、堤体上で操作ができるサイホン方式が、簡単、安全ではありますけれども、また、既に、関係者において、現にサイホン化されているところもあります。町においては、ため池の果たす機能を考え、適正な維持管理をすることにより、農業用水の確保や防災上の果たす役割を踏まえ、受益者負担についても軽減をして、要望のある箇所より計画的にため池の整備を進めているところでありますので、それぞれ、関係地域で協議をしていただければというふうに考えております。

以上、簡単でございますけれども、この場での答弁とさせていただきます。

〔敏森君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、敏森正勝君。

9番（敏森正勝君） 聞き漏れ等もあり、再度質問することがあろうかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

先ほど、163箇所、町内にあるというようなことを聞いておりますが、これは、大小、大きいものから小さいものまで、漏れなく調べられた箇所でしょうか。どないでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山田弘治君） 農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 佐用町においてですね、163箇所、これはですね、それぞれ受益のですね、面積ごとに小分けしてですね、調べさせていただきました。

これは、管内ですね、土地改良事務所から、ため池調査というのがですね、定期的に来ますので、それを基に調査させていただきました。山奥の方ですね、個人でつくられている、昔つくられたようなため池があるかと思えます。調査する、今の段階でですね、分かったものの数でございます。

〔敏森君 挙手〕

議長（山田弘治君） 敏森正勝君。

9番（敏森正勝君） ため池の水の濁りは、窒素分を栄養にする植物プランクトンが原因でありまして、透視度を測定することで、水に含まれる全窒素の量が推定できることが分かったということですが、町内の全ため池の透視度を測定できないかなというふうに思いますが、その点は、どないでしょうか。

議長（山田弘治君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 今のところですね、透視度計とかですね、透視度計にかわるような器具を使って調査をするということですね、今のところは考えておりません。

まあ、農業改良普及センターともですね、そういう、それからJAも含めてですね、作物栽培には、栽培ごよみというのを作るにあたってはですね、そういうことも含めて、話はしておりますけれども、現在、本町においてのですね、ため池については、そういう傾向は見られませんので、そういうことは、今のところは考えておりません。

〔敏森君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、敏森正勝君。

9番（敏森正勝君） 栽培ごよみの話でしたが、確かにですね、水稻栽培ごよみが地域によって変化があって良いのではないかなというふうにも思うわけなんで、先ほど、伺いましたように、この163箇所が、全域が測定できたらいいのになというふうにも思いますが。

それから、町内全域から見て、上月・佐用地域がため池が非常に多く、地域に密着した肥料設計が必要ではないかなというふうに思いますけれども、その点は、どないでしょうか。

議長（山田弘治君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 今ですね、出している、栽培ごよみが標準的なものでございます。最近はですね、それぞれ、作物によって、JAなり普及所がですね、指導に入っている特定作物等もあります。そういうものは、栽培ごよみでなしにですね、その作物ごとに

地域で話しあってですね、その状況を観察しながら、作物も栽培していただいているということもありますので、そういうことを今後も継続していくことがですね、重要ではないかなというふうに思います。

〔敏森君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、敏森正勝君。

9番（敏森正勝君） 肥料代の高騰と労働力の低下、あるいは食味低下になっては、売れる米づくりとは言えません。

そこで、これは、ため池の地域にしか考えられないが、ため池の利点が、農業の弱体化が進む一因を食い止められないかなというふうに思うわけなんです、その点は、どないでしょうか。

議長（山田弘治君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） こと、ため池に関してはですね、本当の農業用水だけではなしにですね、多面的機能もあります。ため池に水ためることによってですね、地下水のとかですね、そういうことも、動植物のこともあります。環境に与える効用があるかと思えます。そういう中で、これを管理していくにはですね、先ほど、議員も言われましたように、高齢化になってですね、中々、管理がしにくいと。それで、管理をするのにはですね、昔のように、やはり水を一度抜いてですね、池を干したりですね、維持管理の面においては、堤体を補修したりという、いろんなことを、要素が考えられます。そういうことも、やっぱりやっていくのがですね、そういうため池を、そういうこととして、ため池を守っていくことが、地域に与えるですね、効用も多々あるかと思えます。

ただ、水を取ってですね、必要な時だけ取って、後は、そのまま置いておくというのは、管理ができなくて置いておくということですね、あまりいいことではないというふうには、考えておりますので、そういうご相談が、地域からご相談があればですね、そういうことも説明をしながらですね、理解を求めていけたらなと思えます。

〔敏森君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、敏森正勝君。

9番（敏森正勝君） 電気代とか、あるいは燃料代がいらぬが、非常に危険度が非常に大きいというところもあるだろうと思えます。

先ほども、町長の方から話があったように、透視度が10センチ未満と濁っている場合、水1リットル中の全窒素は、5ミリグラムを超えると推定できたということですが、季節の変動を考えると、透視度10センチ未満の濁り水では、窒素施用量を10アール当たり2.4キログラム減らせることが分かったということが、新聞にも載っておりました。これを、標準施用量から換算すると20パーセントの減肥効果になると。透視度が10センチ以上20センチ未満のため池の水なら、標準施用量より10から20パーセントとの減肥になり、20センチ以上30センチ未満なら10パーセント、30センチ以上の澄んだ水では、減肥の効果はないとされているということですが、窒素濃度が高いのに、マニュアルどおりに肥料をまいているから食味向上やコスト削減につながらぬ。こういったことを、役場、

農協、普及センターが三者協議を行いまして、農家の指導にあたるのが、農家のため、または町の、大きく言えば、町のためになるのではないかなというふうにも思うんですけども、その点は、どないでしょうか。

議長（山田弘治君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 先ほど、ちょっと申しましたように、それぞれの作物ではやっているわけですが、本来ならですね、地域によっても土壌は違います。町内においてもですね、上月地区、佐用地区、南光地区、三日月地区、また、同じ上月地区の中でもですね、北部南部でも土壌は違うと思います。本来は、そういう中ですね、それぞれ作物で、土壌診断ですね、そういうことをやっていっての、施肥量を決めていくということがですね、一番いいかなというふうに思います。

まあ、普及所の方でもですね、年に何回か、定期的ですね、土壌診断をしていただくようお願いをですね、やっていただいております。そういうことをですね、含めて、そういう水稲作物ですね、水稲なり他の作物の耕作者とも協議しながらですね、そういう診断を定期的に行っていければ、これからは続けていければというふうに思っています。

〔敏森君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、敏森正勝君。

9番（敏森正勝君） 佐用町全体から見て、千種川の本流あるいは佐用川、志文川の魚の生態も違うように、稲の生育、食味も多少なりとも違うのではないかなというふうにも思うわけですが、ため池によって、あるいは天候によって、稲の生育も違い、毎年1年生で農業の難しさが肌で感じる、今日この頃でございます。

そこで、伺いますけれども、自分の地域は、ため池がないがために、ため池の管理労力は、どのくらいのものなのか。また、井堰と比較すれば、違いは、どちらが管理はしやすいか。その点を、ちょっとお聞きしたいなと思います。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） それぞれの地域ですね、用水の確保の仕方というのは違ってきます。河川からですね、取水するにおいてもですね、所によっては、ポンプアップ等で取水されている所もあります。そういう所においてはですね、電気代、それからモーターの維持管理費等がいらいます。

それから、自然に流水、固定堰からですね、自然流水をするという所は、電気代とか、そういう物はいらないと。ただ、土砂のけとかですね、そういうことの労力がかかります。それに、破損すればですね、その維持管理費が要ります。

ため池においても、同じことが言えると思います。

そういう地域とかですね、そういう形態とか、そういうものによって、電気代の要るため池もいるでしょうし、自然流下をするためにはですね、それぞれのため池の堤体、また、流出する水路等ですね、補修等、労力なり、それぞれの費用を、また補修の費用等、い

ろんな面が考えられます。そういうことを、鑑みてもですね、やはり、そういうため池なり用水のですね、適切な維持管理をしていくということがですね、やはり将来農業を守って行く上でも重要であろうというふうに思いますので、その関係者の皆さんで、いろいろと協議していただきながらですね、適正な管理をしていただければなというふうに思っています。

〔敏森君 挙手〕

議長（山田弘治君） 敏森正勝君。

9番（敏森正勝君） 前から、いろんな話の中で出てきておるだろうと思いますが、前から、当たり前の水稻のつくり方でありまして、特に、佐用町は、中山間地で、山間にため池があり、山の腐葉物が窒素分を多量に含み、都市部とのため池の差があるのではないかなと思われそうですが、ここで、先ほど、言いましたように、都市部のため池は、栄養価が高いと新聞に出ておりました。中山間地のため池の方が、窒素分が多いのではないかなと思うんですけれども、その点は、どないでしょうか。

議長（山田弘治君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） ため池のですね、佐用町においてもため池の水質分析とかまで、ちょっとやっていませんので、そこまでは、ちょっと把握しておりませんが、長い間、そのまま、そのまま言うたら、言葉悪いですが、維持管理をせずにですね、水も抜かないということになれば、勿論、堤体等についてはですね、よろしくないわけございまして、その間に、落ち葉とかですね、落木とかですね、そういう物で、池の底のですね、土砂等がですね、そういう、どう言いますかね、富栄養化する場合もあるかと思えます。そういうことを防ぐために、水を抜いていただいて、定期的にはですね、泥吐栓から、水を抜いて管理をしていくということが大事であろうと思えます。

今、言われますように、長年ずっと置いておけばですね、やはり、そういうことも、影響も出てこようかというふうに思いますので、やはり、適正な管理というのは、重要になってくると思えます。

〔敏森君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、敏森正勝君。

9番（敏森正勝君） まあ、ため池の蜂の子と呼ばれる水抜き部分でありますけれども、高齢化に伴いまして、池の中に潜り、栓を抜くことは非常に危険な作業であり、サイホン式のものに変える考えはないということなんですけれども、その1人、管理するために行って、中に入った途端、吸い込まれるというような状況もあるかと思えますので、複数で管理をお願いをしたいなと思うわけなんですけれども、たまには、1人で行かなければいけないのではないかなというようなこともございますので、その点は、どういうふうに思われますか。

議長（山田弘治君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 町長のご答弁にもありましたようにですね、昔からの、いわゆる蜂の子というものについてはですね、大変危険を伴います。水深 30 センチ、40 センチ下の所にですね、手を突っ込んで、栓を抜くわけですけれども、栓を抜けばですね、勢いよく水が落ちて行きますので、吸い込まれるということもあろうかと思えます。

また、水の量によってですね、やっぱり蜂の子でですね、調整をしなければならないということで、中々調整が難しいと。それで、調整をすることによって、足の踏み場もですね、斜樋になってますから、滑ってですね、池の中に落ちるということも考えられようかと思えます。そういう面ではですね、複数で行ってですね、十分、お互い安全を確認しながら、適切に管理をしていただくのが、いいかと思うんですけれども、緊急の場合で1人で行かれるということになればですね、やはり、安全ロープとかですね、そういう物を、地域で、一度協議されて、策定、作っていただいでですね、そういう物を活用していただくということになるかと思えます。

サイホンについてはですね、地域で協議されてですね、堤体上でバルブを回せばですね、水が出るから、取水は、簡易ではありますけれども、ため池の維持管理等を考えればですね、そういう物より、やはり斜樋で作ってですね、堤体で、今後、そういうため池整備とかですね、そういうものでやっていってですね、適正な維持管理ができるような方法、今は、堤体の上でですね、巻き上げハンドル等でですね、調整も、そういうこともできる工法になっておりますので、古い物についてはですね、そういう方法で対応していただく。また、協議をさせていただいて、ご相談をさせていただくという方法が、一番いいのではないかなというふうに思えます。

〔敏森君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、敏森正勝君。

9 番（敏森正勝君） まあ、サイホンにした場合、だいたい1箇所、いくらぐらいでできるんでしょうかね。

議長（山田弘治君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） それぞれ、池の大きさとかですね、水の取水量のですね、それから受益面積等も勘案してもですね、若干違ってくるというふうに思いますが、パイプとバルブと空気抜きですか、その程度ですから、そう多額な金額はかからないと思えますけれども、いくらということまでは、ちょっと、今、ここでは把握しておりません。そう多額な費用はかからないというふうに思えます。

〔敏森君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、敏森正勝君。

9 番（敏森正勝君） まあ、サイホン式にした場合に、表面の水でなくって、底の水を出すことによりまして、水の温度が低いがために、稲のためにはよくないということでありまして、命にはかえられないということがございます。町としての方策といたしまして、そういうものがありましたら、一つお願いをしたいと思えます。

議長（山田弘治君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 町としてはですね、サイホンというよりもですね、ため池自体をですね、やはり、底樋から斜樋、のところをですね、整備することが一番肝要ではないかなというふうに思っています。しかしながら、地域でご相談されてですね、それまでにもう待てないんだということになればですね、地域で相談をされて、さほど金額のかかるものではないというふうに思いますので、サイホン方式にされる場所があるかと思いません。

ただ、今回の災害において、これはちょっと余計な話かも知れませんが、今回の災害においてですね、ため池の堤体が破堤したところも災害にかけました。災害にけるにあたってはですね、サイホンにされているところはですね、災害復旧申請においては、主旨を踏まえ、現地確認調査をし、採択していただける計画で申請しました。その辺のところはまた、地域とですね、相談をして、いい方法で対応をしていくということもですね、考えていかななくてはならないというふうに思います。

〔敏森君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、敏森正勝君。

9番（敏森正勝君） まあこの、ため池の堰堤部分の表面をコンクリートで固めることはできないかなというふうに思うわけです。

と言いますのは、高齢化で土手の草刈が大変であるというふうにも思いますし、鋼部分までとは言えませんが、将来的に農業を継続することを考えると、必要ではないかなというふうに思いますけれども、その点は、どないでしょうか。

議長（山田弘治君） 農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 高齢化で維持管理がですね、できなくなって、草刈の面積が大きい、堤体が大きければ大きいほど草刈の面積が大きいということにつながってくるんだろうというふうに思います。

しかし、今の状況ではですね、水の当たる部分ですね、についてはですね、堤体を守るために、そういう張りブロック等、復旧をすればですね、張りブロック等の工法が適用できますけれども、それ以外のところでですね、草を生えないようにコンクリートで覆うとか、いわゆる草を生えないようなシートで覆うとかいうところまでですね、ところまでは、今、行っておりません。草をですね、生やして、草の根が広がってですね、堤体を守るということも1つのため池を守る、1つの効用でもありますので、現在のところ、そういう所、コンクリートを張って、そうすればですね、逆に、堤体がやせているとか、パイピングが起きるといふ所は分かりにくい部分でですね、ため池の維持管理の面ではですね、支障を来たす場合もありますので、その辺の全体のところをですね、やっぱり考えていかなければならないというふうに思います。

〔敏森君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、敏森正勝君。

9番（敏森正勝君）　　まあ、先般の水害の時、堰堤を越すほどの水であった所もあったようでございますが、コンクリートで固めると、少しでも災害に強いものにならないかなというふうに思います。まあ、そういったことだけではなくて、他の考え方もあろうかと思いますが、コンクリートにしておく、草刈もせいでもええんじゃないかなというようなことも考えられますので、そういった点も考えていただきたいなというふうに思います。

また、住居が池より下であれば、高低差があれば、サイホン式にして、防火用水として使用できることも考えられるというふうに思います。工夫すれば、農業用水だけでなく、活用範囲を広げることも考えられるのではないかなというふうに思います。

例えば、消火栓として使用すれば、燃料代あるいは電気代は必要なく、十分な活用方策として考えることができるというふうに思います。場所によって、できる所とできない所がありますけれど、水圧の関係もありますし、しますが、そういったことを少しでも考えられないかなというふうに思いますけれども、その点は、どないでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君）　　はい、町長。

町長（庵途典章君）　　いろいろとため池についてですね、お話いただいておりますけれども、まあ、そういう農業の用水という機能だけではなくて、ため池には、今、言われるような、防災面での機能もあります。そういう機能果たしているわけですね。特に、今回の災害のように、雨量が非常に大きい時に、その谷の上流からですね、水の調整。調整池の機能が、非常に、いっぱい水が溜まってますとね、中々、その調整する部分っていうのは、少ないかもしれないけども、やはり調整池としての機能もあろうかと思えます。

また、環境面でもですね、やはり、そういう水の周辺の環境を、ずっと、自然環境を保っているという面もありますし、今、言われる災害時、特に、火災等、また山火事とかです、そういう火災のことも想定した時に、そこに、そういう水が、それぞれにあるということでは、非常にまあ、大きな効用があろうかと思っております。

ただ、そのことがある中で、ため池をですね、維持して行く、これだけ耕作者が少なくなり、高齢化していく中でですね、やはりため池も、きちっと管理していかないと、逆に危険な状態になっていく、そういうことがあるわけです。で、ため池の危険ため池ということで、いろいろと事業の点には、計画的にと言いますか、事業採択いただきながら、順番にやっておりますけどもね、まだまだ、たくさんの、これだけの池がある中でですね、十分に追いついてないというのも現状かと思えます。

その点、この防災面も、的な観点からも含めたですね、今後のため池の管理等、これは検討していかなければいけないというふうに思います。

〔敏森君 挙手〕

議長（山田弘治君）　　はい、敏森正勝君。

9番（敏森正勝君）　　何で、そのサイホン式にというのは、1つはですね、先ほども言いましたように、消火栓等も付けられるんじゃないかなという話をいたしました。それは、ちょうど、私の出ている漆野集落につきましては、千種川からポンプで山を越すような形で上げておりますけれど、そこに水槽を作っております。水槽から、一番上側の田んぼの所に、蛇口をつけておるわけなんですけれども、そこに、消防の防火用の取付金具、ガチ

ちょっとやったらええやつなんですけれども、そのホースの取付金具を4箇所付けております。そうしますと、そこに消防のホースを持っていけば、直ぐに、付けれるという状況になるわけなんですけれども、ちょうど、それは、言えば、田植えしてから、刈り取りまでの、その区間だけしか、それが使えないという状況になりますけれども、このため池になりますと、四六時中、まあ1年中、これが使えんということも考えられますので、そういったことについては、非常に、このサイホン式の方がいいのではないかなというふうにも思うわけなんで、できたら、僕は、サイホン式にしてもらう方が、非常にいいのではないかなというふうにも思うわけなんです、その点は、どないでしょうか。

議長（山田弘治君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） ちょっと個別の案件はですね、一応、現地を見なければ、何とも言えませんけれども、しかし、消火栓のようにですね、活用できるということになれば、やっぱり先ほど言われました高低差とかですね、水圧等のことが出てきますので、それが、いいか、悪いかという、使えるか、使えないかということも、まあ、調査しなければならぬというふうにも思います。

また、その防火、ため池であってもですね、防火用水という形ですね、使って、緊急の場合にですね、ため池せんが、安易にこう、抜けるように、それで水を落とせばですね、下に、そういう吸管を付ける場所をですね、地域でも、また確保していただくとかですね、そういう、いろいろな手法を考えての、そういう防災体制いうものもですね、必要であるうかと思えます。

ただ、今、言われるようなですね、全て、そういう所で、サイホンのようにしてですね、それが全て活用できるかって言うたら、地形等もありますので、地域の事情もありますし、それから、ため池には、ため池の関係者という者もいらっしゃいますので、そのへんの方とも、地域とも十分協議しなければですね、一概には、そういうことが、活用できるということとは言えないというふうにも思います。

〔敏森君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、敏森正勝君。

9番（敏森正勝君） まあ、いろいろ考えていただいたら結構かと思えますが、これで最後にさせていただきたいなというふうにも思います。

農業用水として使用だけでなく、その地域に応じた活用ができることを忘れてはいけぬなというふうにも思います。利用できることは利用すべきであり、その地域の安全性を考え、高齢化に対応できる地域づくりをすべきではないかなというふうにも思います。

まあ、農業は、生命産業であることを、忘れてはいけぬなということも考えました。この農業を維持、発展させていくことが、日本の産業構造のみならず、地域の気質、性格、特徴を決定づけるものでありますし、佐用町の農業に対する意識改革が必要ではないかなというふうにも思うところであります。

こういったことを思いますと、できるだけ、この農業を長くできるような状況にさせていただきたいなというふうにも思います。一生懸命、役場と農協と普及所が一体になって考えていただいたら結構かなというふうにも思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思えます。

以上、簡単でございますけれども、終わりたいと思えます。

議長（山田弘治君） はい、敏森正勝君の発言は、終わりました。
続いて、4番、岡本義次君の発言を許可をいたします。

〔4番 岡本義次君 登壇〕

4番（岡本義次君） はい、4番議席、岡本でございます。

それでは、平成21年8月9日に未曾有の大雨が降り、佐用町に大被害を各地にもたらしました。18人の尊い方の命を亡くし、今なお2名の方の行方が分かりません。被災があってから、機動隊や、県警機動隊等の連日の捜索がありましたけれど、まだ、見つかってはおりません。

先日も消防団の方が、たくさん出てくれまして、捜しましたが、まだ見つかっておりません。亡くなった方のご冥福をお祈りし、今、見つからない方の2名の方も、一日も早く見つかるように願っております。

また、被災を受けられた方には、心からのお見舞いを申し上げます。

そして、多くの方が、鹿児島や東京からもボランティアの応援をいただき、各自治体、県内外から、ごみ収集車やパッカー車とか給水車を持ち込んでまでの、暑い中、しんどいことを、黙々とやっていただき、本当にありがとうございます。感謝、感謝、感謝のお礼を申し上げます。

そして、今後、こういう事故、災害のことが、少しでも防げるような格好の中で、検証ということで、次のことを、町長に伺っていきたいと思います。

1、災害警報の速報は適切であったのか。

2つ、防災無線、佐用チャンネルをもっと有効に使用すべきではなかったのか。

3つ、ボランティアの受け入れ等の配置ですね、そういうようなのは適切であったのか。

4つ、県のフェニックス共済にも、もっと加入する努力が必要と思われるが。

5つ、風倒木が、そのまま山に放置されていたのではないのか。

6つ、雇用促進住宅の買い取り等は、良かったと思っております。

7つ、配給物資を、その被害が受けて直ぐの時ですけれど、佐用小学校等に取りに来てくださいますというようなことは、被害者は行けないのではないかと。

8つ、最終的に平福や三河も激甚認定を受けることができたのでしょうか。

9つ、今後、河川の堆積土砂、3年ごとぐらいには、取っていただきたい。

10番、堤防の切れた箇所は、やはり岩盤までコンクリートを打ち、鉄骨でやっていただくような工法。そして、ただ、土砂を集めて、その上にブロックを積むだけの工法であれば、やめて欲しいということでございます。

11、各集落のことは、自治会長が一番よく分かり、自治会長の指図、役割が大と思いますが、いかがでしょうか。

12、集落ごとの、どこへ避難するとか、そういうまちづくりの中の地域の防災計画書は、各集落は、できておるのでしょうかということでございます。

それから、もう1点につきましては、佐用新庁舎の建設は見送るべしということで、前にも、同僚議員からも出ましたんですけれど、新庁舎を建てるとか、合併特例債がある今こそ、建てたらとの話も出ていましたが、私は、今、台風9号の災害に基金を取り崩しても対応されており、庁舎建設は、道州制の話も出ており、近い将来、避けて通れなく、佐用も本庁も、やがては、テクノロジー本化となつてですね、支所になるように思っております。その見通しが立ってからでも遅くはありません。そしたらコンパクトなものができ、上月支所と南光支所の例が良い例であります。無駄金も使わなくてすむと思っております。町

長に伺いたいと思います。

この場での質問とさせていただきます。

議長（山田弘治君）

町長の答弁を求めます。庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君）

それでは、岡本議員からの台風9号についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、災害警報の速報は適切であったかとのことですが、災害当日の情報提供につきましては、気象・水位情報、被害情報の収集や地域からの電話の対応、また、土嚢などの防災物資の調達準備など、多くの事柄に対応する中で、結果的に適切で十分な情報提供が、中々できなかったというふうに思っております。

しかし、その中で、久崎地区への、円光寺観測所水位計の上昇に伴う避難準備情報、全町への、町域への土砂災害警戒情報発令に伴う注意喚起の放送、また、最終的に、全町域の避難勧告などの防災無線による放送を行っております。

次に、防災無線、佐用チャンネルを、もっと有効に使用すべきであるとのことですが、通常時においては、町からの各種行事やお知らせなど、多くの情報を防災行政無線や佐用チャンネルを通して提供をしておりますが、災害時には、提供すべき情報の整理と、速報性を確保するための役割分担など、刻々と変化する状況などに対応できるよう、今回の災害を教訓に、町民の皆さんへの迅速・確実な情報の伝達体制を構築をしていかなければならないというふうに考えております。

次に、ボランティアの受け入れは、適切であったかのご質問でございますが、災害発生後、全国から1万6,000人を超えるボランティアに駆けつけていただき、復旧作業を応援していただきました。その受け入れは、社会福祉協議会によるボランティアセンターにおいて対応をしていただいたところであります。これは、災害発生時は、ほとんどの自治体がとっている対応でありまして、本町においても、災害時のボランティアセンターの業務については、合併当初から社会福祉協議会と業務の委託契約を締結をしておりまして、その契約に基づき、今回も、対応をしていただいたものでございます。

本来であれば、町職員が、その業務にあたるのが、当然との考え方もありますが、町職員は、災害対策本部員として、多くの業務をこなさなければならないため、ボランティアセンターは、社会福祉協議会に業務委託し、開設をするというのが、一般化しており、ほとんどの自治体が、それになっております。

今回の災害も、直後の8月15、16日の土曜、日曜日には、1日1,000人以上のボランティアを受け入れておりますので、その受付だけでも、相当混乱し、なお且つ、地域からの要望に基づいて、派遣先を決定し、実際の応援に当たっていただいておりますので、当然、町の社協職員だけでも対応はできませんでした。このため、兵庫県をはじめ、多くの市町の社会福祉協議会などから、ボランティアコーディネーターの応援を受けて、対応をして参りましたので、地域の実情や地理的な不案内なところもあり、また、混乱した道路の状況や、使用する道具の不足など、多くの課題もありましたが、何とか、工夫をいただいたり、町の災害対策本部から必要な資器、資材を届けながら、対応していただいたところであります。

今回のような、大規模災害の対応としては、後から、いろいろなご指摘を受けるところが多々あると思いますが、町内をはじめ、多くのボランティアの皆さんの奉仕作業によって、ある程度早期に復旧作業が進んできましたのは、このボランティアの皆さん方のご協

力によるものと、深く感謝をいたしております。

次に、県のフェニックス共済の加入促進についてのご質問にお答えをさせていただきます。この度の災害で、フェニックス共済への関心は、高まっておりまして、災害前と比較すると、加入戸数は180戸増え、対象戸数に対する加入率も、現在20.7パーセントと県下で第3位となっております。現在、従来の自治会長会や町広報紙を使用した加入促進に加えて、専属の加入促進員が各自治会長宅を直接巡回訪問して、加入の促進を図っているところでもあります。

次に、風倒木が、そのまま山に放置されていたのではないかとのご質問でございますが、16年の風倒木災害以後、町においても県と連携し、災害に強い森づくりの推進を重点施策として、県民緑税を活用して、間伐対象森林の山地災害防止機能の強化、集落裏山林の防災機能の強化、また、高齢人工林の機能強化を目的に森林、治山事業に取り組んできたところではありますが、被害林域が広範囲であり、個人の所有権もあるところから、まだまだ事業として、十分に組み立てていないところも相当数あります。今後も、事業推進の強化を図るとともに、被害箇所への作業道の整備を図りながら、引き続き施業計画を見極め、森林災害の防止に努めていきたいというふうに考えております。

次に、雇用促進住宅についてであります。雇用促進住宅の買収につきましては、本会議の契約の締結について、本会議に、いや本議会に、契約の締結についての議案を上程させていただいております。今後は、町営の住宅として管理し、定住促進なり福祉住宅としても活用を図って参りたいというふうに考えております。

現在は、被災者のために、雇用・能力開発機構のご配慮により、仮設住宅として一部提供をしていただいているところもあります。なお、町に所有権が移転をした後にも、継続して一定期間、仮設住宅として提供して行く考えであります。また、その後も、必要であれば、当然、町営住宅として入居を継続していただけるようにというふうに考えております。

次に、配給物資の配布方法についてでございますが、今回の災害において、当初、町が食事など配給物資の配布場所として開設しましたのは、最大35箇所でありました。当然、どの被災家庭においても、車が水没して使用できない状況を配慮し、何とか、歩いて来ていただける範囲を想定して開設したものであります。災害後、暫くして、生活用品など、救援物資の配給場所としても、佐用町域においては、佐用小学校体育館・中町の桑田商店前・役場裏の勤労者体育センターなどで配布し、上月地区では、文化会館・上月小学校・幕山小学校などを配布場所として、配給を行っておりましたので、ご理解いただきたいと思っております。

次に、災害の激甚認定についてであります。農地等の関係の被害は、既に、本激の指定を受け、公共土木施設関係につきましては、旧上月町が指定されていることが発表されておりますけれども、局地激甚災害の指定につきましては、原則、災害復旧事業費の査定額が確定する年度末に指定が行われることになっております。そのため、旧佐用町、旧南光町につきましては、現在、指定はされておられません。

次に、3年ごとに、堆積土砂の除去をとのご質問でございますが、河川の堆積土砂につきましては、河川の流下能力を阻害する危険度に応じて、順次、除去しているところであります。要望箇所の実態を把握し、県にも、今後も要望して参りたいというふうに考えております。

次に、堤防の切れた箇所の工法を、岩盤まで鉄骨でというお尋ねでございますが、県光都土木事務所河川復興室に確認をいたしました。堤防が破堤して家屋等に被害をもたらした箇所については、堤防をコンクリートで補強するなどの対策を検討していただいております。なお、ブロック積み護岸工は、現在の、河床から必要な根入れ深さを確保してお

りますので、議員が心配されているような盛土の上に護岸を載せる工法は採用していないとのでありますので、ご承知いただきたいと思ひます。

次に、災害時の自治会長の役割について、お答えをいたします。議員、ご指摘のとおり、避難に関してだけでなく、各集落の役割は、大変に、非常に大きいものがあるというふうには認識をしております。今回の災害時におきましても、自治会長を中心に集落内での情報収集、提供や防災活動、避難指示など対応をされており、その後の応急対応から、農地等の復旧、災害復旧についても、自治会長を中心にお世話になって、対応をさせていただいております。

次に、防災計画書はできているかとのことですが、地域での自主防災を推進するため、基本的なマニュアルとして、平時の防災知識の普及・啓発や集落の危険箇所の把握、防災訓練や災害時の避難誘導などを内容とする、集落自主防災計画を用意しているところであります。復興計画の策定と共に、地域防災計画の見直しを早急に行つて参りますが、地域においても危険箇所の把握、要援護者の確認、避難場所の検討、避難経路の確認など、きめ細かな行動計画や防災マップなどを地域づくり協議会を中心に、全地域で、それぞれ取りまとめていただきたく思つております。

町としても、地域の防災訓練や研修会への講師を派遣する県の制度を活用するなど、日常からコミュニティを深め、地域力を高め、災害に強いまちづくりを推進するために、支援をしていきたいというふうには考えております。

最後に、役場新庁舎建設についてのご質問でございますが、ご承知のとおり、現在の本庁舎は、昭和40年に建築をされて以来、40数年経過し、この度の合併を機に建設を望む声もある中、合併特例期間内で、その建設をするかどうか、今後の対応を判断する課題であります。課題となっております。しかし、これまで、既に建設を決定するものでは、したということはありませんし、今後、検討するという、課題として取り上げております。

また、ご指摘のように、今回の台風9号災害にかかる災害、補助災害復旧事業の査定が、10月から11月にかけて実施をされまして、公共土木施設が14億6,000万円、農地・農業用施設が14億8,000万円など、査定額の合計が37億を超えております。今後、これらの事業を2,3年で完成しなければなりませんし、国庫補助対象分だけで、このような状況でございますので、町単独分も含めれば、今後、相当な事業費、膨大な事業量になることは、間違いがございません。

佐用町が、今なすべきことは、より厳しくなつていく財政状況の中で、財政危機を招かないよう努力しながら、この災害の復旧、災害からの復興に全力で取り組まなければなりません。

庁舎の問題は、この復興の目途がついた段階において、また考える課題ではないかというふうには思つております。

ご理解を、よろしくお願ひいたしまして、この場での答弁とさせていただきます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） ありがとうございます。

それでは、1番のですね、災害の速報の事について伺いますが、各河川に、そういう水位の目盛りの、どう言うんですか、量るやるが立っております。その部分に、どこまで来たら、佐用町としては、その防災無線等通じてですね、そういう勧告いうんか、避難勧告等流されておるんでしょうかということが1点と。

この度、消防長は、各、いわゆる支団長というのがありますけれど、そういう支団には、今回、どういう指示いうんですかね、どういうことを指示をされたんかという、ちょっと2点をお願いします。

〔消防長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、消防長。

消防長（加藤隆久君） 1点目の水位計につきましては、私とこの方の管轄でございませんので、水位計の数値を見ることはできますけれども、直接情報を提供というようなことはありません。

それから、支団長につきましては、私の方からは、何の指示もしておりません。全て、団長からの指示になりますので、支団長というのは。ですから、私の方から指示はしておりません。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） そしたらね、例えば、アメダスの、いわゆるインターネット等々も、佐用地域、そういうふうに警報を出しておったり、そしてまた、河川の円光寺とか、佐用にも、そういう水位を量る目標板が立っておりますけれど、それらの何ぼのどこへ来たら、そういう、ちょっとやばいですよというようなことも、流されるんか、今までは、どうだったんですか。

まあ、誰が答弁されるんか、ちょっと、防災、住民課かどれか分からん。

〔住民課長 挙手〕

議長（山田弘治君） 住民課長。

住民課長（木村佳都男君） これにつきましては、水防計画の中で定めておりますけれども、円光寺につきましては、避難準備情報につきましては、3メートル。それから、避難勧告につきましては3.7メートルという基準があります。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） その3メートルと3.7メートルで、その3.7メートル達した時に、その放送なり連絡はされたんですか。

議長（山田弘治君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） この3.7メートルに達した時点で、佐用川地点での避難判断水位ということで、久崎小学校の警戒サイレンの方が鳴っております。鳴った時点で、放送の

方も久崎地区に対して流させて、流しております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） そしたら、例えばね、奥海から大酒までと言えば、大変距離も長く
てですね、そういう、今のところとっておる、佐用町としては、円光寺だけの分で判断さ
れておるんでしょうか。

議長（山田弘治君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 各河川、千種川、佐用川という形で、それぞれの地点での基準水
位という形で基準を設けております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） 基準を設けておりますけれど、この度はですね、佐用川水系に、た
くさん、そういう雨雲が停滞して、もう降り続けたという中でですね、そしたら、各、そ
ういうあっちこっちで、そういう基準を設けておったら、もう少しですね、佐用とか、平
福や、どう言うんですかね、そういうところでも、そういう、これはやばいぞということが、
そりゃあ、私はね、1時間に81ミリとか、日雨量326ミリが降ってですね、ドッと出て
きたという、一気水というんですかね、そういう場合ですから、ちょっと消防長や町長ら
も、川の水位を見た時に、未だ安心だなというふうに、何回か見たけれど、そういう雰囲気
だったんにもかかわらず、バツと出てきたというんは、そこらへんは、天災的な分で、
まあ致し方がない部分もあるんかも分かりませんがね、そやけども、もう少し、やはり、
今言う、そういう各地に、そういう基準の、そういう目標値があるんであればね、やはり、
早めに、やはり、こう避難しておくことには、どう言うんですかね、切羽詰って、そうい
う出してからというんが、やはり遅くなったがゆえに、こういうことにも、話題がなったと
いうふうに思っておりますんですがね、そやで、そこらへんについては、住民課として、
どうでしょう。

議長（山田弘治君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 水位の関係と、それから、今後の、以降の雨量等を判断しながら、
避難勧告あるいは又、避難準備情報等出すようになっております。先ほど、議員もおっし
やいましたように、今回の場合、突然の大雨が、集中して降ったという形で、判断的に遅
れた部分もあったと思います。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、岡本義次君。

4番(岡本義次君) まあ、そりゃ、天から降ってくる雨ですから、誰も、総理大臣でも、大統領でも止めることはできんのですけれど、誰がなっとっても、こうやって慌てふためくかも分からんけど、そやけど、やはり、そういう1つのね、やはり早め、早めというんを、やはりこう、日曜日であって、職員が休みであったかも分からんけれどね、やはり、そういう速報については、今後ですね、こういう犠牲者が出ないような格好の中でね、今後、抜本的な河川改修もしてくれるということでございますけれどね、早めの警報というんは、やはり大事じゃないかと思っております。

それから、2つ目の防災無線とか佐用チャンネルについてもね、例えば、大酒とか久崎のでも、今度、山が崩落、崩壊いうんですかね、そして通行止めになると。そういうような時でも、やはり防災無線で、例えば、どこどこが浸水したと。そして、そのの、大酒の、例えば、そういう情報を早く流していただいたらね、例えば、その日曜日で、ちょっと町の方へ出ておる人でも、今日日携帯がありますんで、家の者がですね、どこどこ山がずっとおるから、そこからは帰れないよとか、そしてまた、大酒まで一旦帰って、上郡へ一旦帰って、鞍居の方からね、テクノ回りで帰るとか。また、佐用の方でも、そのの銀ビルの下、どう言うんですかね、大坪の前の方が浸かった時でもですね、山田を越えてね、しか通行ができなかったと。そういうふうな情報についても、やはり、分かる範囲の中で、役場の本庁と上月支所がね、浸かって、もう、そういう電話もインターネットも使えないという中でですけどですね、やはり、そういう防災無線等について、そういう浸水したと、崩壊したとことについてはね、もう30分か1時間置きでもでね、流してでも、皆に知らせてやる必要があるんじゃないかと思っておりますけれど、そこらへんには、今後、どうでしょう。

〔町長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、町長。

町長(庵逄典章君) 今回の、そういう対応についてはですね、これから、いろいろと、どういことができたのか。また、これは、中々難しかったとか、いろんな点で、改善したり、これから、対応していくべき計画も考え直していかなければならない部分、たくさんあると思います。

特に、そうなった時の、後の対応策についてもですね、情報の収集というものが、きちっとできないと、また、情報は提供できない。で、それも、当然、今回も道路等の情報等につきましてもね、どこで、どういうふうに通止めになったり、どういう状況になっているかというのは、中々、今のままでは把握できません。その正確な、やはり情報を流さない、逆にまた、危険なことにもなりますし、たくさんの、その、どこから土砂が出て来ているとか、家の方に土砂が入っているとかというような、次々と、電話での話は、情報は入ってきますけども、それが、その地域で、状況として、どういうふうな状況になっているかという町の方からね、地域に連絡するというような、提供するというようなですね、そういう今回、中々、整理もできなかったというのが、現状です。もういたるところということになってしまって、県においても、そこに走って行っても、中々、そこにたどり着けないとかですね、そこまで、もう行き止まりになってしまっているとかというような状況も出ておりましたのでね、災害の規模にもよるとは思いますけれども、十分なことが、今回できなかつたというのは確かです。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） まあ、一気水でね、そうやって、もうほんまに、役場自体も浸かってしまって、慌てふためいて、そういう中々、体制が取れなかったということは、重々分かるんですけど、今後ですね、やはり、そういう良いものを、佐用チャンネルやら、防災無線の良いものがありますんで、しっかりとね、やはり、各自治会長からも、どこどこの山が崩壊しておるとかね、浸水しとるでいうんは、やはり、役場に、逐一連絡も取ってもらってね、そういう情報を、やはり町内一斉に流してやるのが、大事じゃないかと思えます。それによって、また、石井の方は、はや、そんな状態であれば、これは、上月や久崎もやばいぞというふうにも分かりますからね、お願いしたいと思えます。

それから、ボランティアの受け入れについてでございますけれど、これらについてもね、やはり、中々、ボランティア、こうやって、ボランティアなりに、そういう災害についてですよ、こんなことは、そういうことは、あんまり芳しいことじゃないんですけど、不慣れぐらいの方がいいですよ。災害が来ないという意味でね。だけど、やっぱり、中々、社会福祉協議会に任せたとしても、あるボランティアが、午前中、そこのお家を片付けて、また、一旦徳久へ帰ってね、また来たら、昼から、同じ隣の家だったというようなことも、ちょっと聞いたりしてますんで、そこら辺については、自治会長と、十分連絡取り合っただけで、その集落は、自治会長が責任持って、午前中、ここ 30 人、うちは受け入れて、どこどこの家へ何人連れて行くと。昼からは、何人ですよという中でね、やはり、そういうことが大事じゃないかと思えますんで、社会福祉協議会の方にもね、やはり、そういう一つの、今おっしゃったボランティアの方の、どう言うんですか、一つのコーディネーターの、そういう応援もいただいたということでございますけれど、そういうコーディネーターの資格を、お一人でも多く取っていただけてね、そういうことのテキパキとできるような格好の中でね、今後、また、こういう何かあった時には、備えていただきたいと思います。

それから、風倒木の件についてですが、やはり、いわゆる県民緑税の中で、間伐が行われてね、山で、いわゆる倒されると。その倒したやつでも、どこへでも置いておくんじゃなくて、やはり、山の形態を見ればね、水が流れ出て来るような、ちょっと高地というか、それから、谷川的なところへは、やはり置かないと、そういう水が少々流れたところで、そういうところには、いわゆる安全な言ったらおかしいんですけど、その水の流れないような所へ、木の所へ倒すというようなことを、今までされておったんかどうか、そこらへんは、農林振興課長、どんなんでしょうか。

議長（山田弘治君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 16年の災害以降ですね、風倒木の処理についてはですね、今、議員言われる県民緑税を活用してですね、風倒木の処理をさせていただきました。風倒木の、当時の風倒木の処理についてはですね、持ち出せるものは、持ち出せる。持ち出せないものについてはですね、そこで、玉切りをしてですね、その森林に風倒木が流出するのを防ぐための、防止する意味においてもですね、玉切りをして、そこへ置いた。置いて、並べてですね、杭のような物もつくりながらやったということです。

だから、そういう水の出る所にですね、溪流の所に、そういう倒木をですね、置いたということではなしに、今回においてもですね、そういう地滑りを起しておりますので、現場を見ればですね、表層部なり、それより、もう少し深い所から滑って、岩盤が出ている

ような状況の所もあります。そういう今回の災害の特徴は、そういう特徴ですから、そういう、そこです、水の流れた所に、むやみに置いたということじゃなしに、適正にです、森林の、そういう処理はしていったということがですね、16年からの事業で続いてきたわけです。今後、まだ、全ての所がですね、被害林が、全ての所が、そういう所ができておりませんので、今後、そういう県民緑税も活用しながらですね、今後も、そういう強い、災害に強い森づくりの推進は、していきたいというふうに思います。

議長（山田弘治君） 昼の12時が近づいておりますけれども、このまま岡本君の一般質問を継続します。ご了解をお願いいたします。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） 県民緑税ができて、そういう活用しながらね、戦後、まあ、どう言うんですか、杉やヒノキを、たくさん植林ということで、全国、植樹デーを設けて、たくさんやってきました。しかし、外材の安いのが入って来てですね、人件費が高いがゆえに、放置されて、そのままになっておると。そしたら、ヒノキや杉が植わった所は、やっぱり間伐して、下草を生えさせておかないとね、土砂だけになると。そうしたら、雨で土砂が流れて、根が深く入り込んでいないがために、風で揺すればね、当然、その根っこから土砂、いわゆる山が崩壊して、道路や河川を埋めたということでごさいますんでね、ですから、そういう、今後、やはり元へ戻す時にね、県民緑税使って、やはり広葉樹の、いわゆる葉が落ちるやつを、やはり中には植えていって、地下深く、そういう根を張ってですね、いわゆる少々の雨や風ではね、倒れないと。そして、根を深く食い込んで、それらを、山を守っていくと、そういうような何は、措置は、取られておるんですか。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 今回の、こういう状況、山の状況もですね、かなりもっと、詳しく検証していかなきゃいけないというふうに、現実、私は、山へ行って思っています。

ただ、今まで言われておったようなですね、その杉やヒノキ、これの管理ができていないから、確かに、そのことも、下草がなくてですね、表面に土が現れて、水が、そのまま保水力なくて、流しているって、水が一気に出てくるとかね、そういう点は、当然、これまで言われたとおりだと思うんですけども、ただ、今回のような、本当に、規模、山の崩壊をしていく、これだけの水が出るとですね、結局、その、とても、山というのは、下が岩盤で、地表の土っていうのは、本当に、ある意味では浅いです。その中に、木がですね、その根が生えるということなんですけども、中々、ほとんど表面の根で、木が大きく、結局なりすぎて、そのことによって、ずりやすくなって、ずってしまいやすくなってます。で、杉やヒノキにおいてもですね、10年や20年の木であればですね、結局、そういう、その木の重さというものがありませんから、まだ持っているんですけども、40年、50年を超えると、特にその、木が重たくなって、下へ非常に大きな加重、こう力が加わってしまう。で、もたなくなるということがあったわけですけども、その、今言われる、雑木、クヌギや、そういうもんにおいてもですね、同じようなことが、やっぱり言え

ます、もう。既に、大きな木もですね、根が、上が大きくなり過ぎて、その根では持たない。今回、ずっといくという、山が崩れていくというようなですね、裏山が崩壊していくというような、そういうことにまで、それだけ、木を利用してない、これまで木を、本当は、これまでの、そういう山っていうのは、15年、20年ですね、切って、それ以上大きな木っていうのは、そんなになかったわけですけども、今、40年も50年も放置したままになっていること自体がね、なんで、やっぱり、そういう意味では、もっと山の木をですね、活用して切って、また新しくしていくという、そういうことまで、やっぱり考えていかないと対応できないのかなという感じはいたしますね。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山田弘治君） 岡本義次君。

4番（岡本義次君） そういう山を、あらゆる面で見直してね、やはり、いわゆる手入れしていかにことには、一番、それが根っこやと思います。ですから、山に保水力がなくなったがゆえに、そういう一気水も出て、河川を氾濫させ、そういう今回のような、水害をもたらしたということでございますね、これからも、国や県に、そういうことを強く申し上げてですね、やはり、そういうことをやっていくことが大事やないかと思っております。

それから、フェニックス共済についても、今は、若干、この災害があってから増えたということで、20.7パーセントの、県下でも3位になったということでございますけれど、これらについても、やっぱり役場の職員の方が、各集落においてね、皆さんに少しでも勧誘を、自治会長会でも、もっと自治会が、会長が、もっと力入れてでもね、やはり、町も、75パーセントぐらいは、もう加入していただく、1つの、皆さんのノルマいうたらおかしいですけど、1つの、そういう感じに入っていただいたほうが、やはり、お上いうんですか、国や県にばかり、町や、頼るんじゃなくて、ある程度は、自分がね、5,000円ぐらいだったら入っておくというような格好の中で、ひとつ、今後、力入れていただきたいと思うんですが、総務課長は、そこらへんどうです。

議長（山田弘治君） はい、総務課長兼財政課長。

総務課長兼財政課長（坪内頼男君） フェニックス共済は、財団法人で、兵庫県の住宅再建共済基金というんですけれども、そこが事業主体でされている保険です。一般の保険等もあります。そういう中で、町が、そしたら、加入を1つの事業として、町の事業としてするという事は、これはできないと思います。そういう中で、町としては、町長もお答えしましたように、今、その基金から加入促進員が入ってます。そういう人達、促進員と連携して、各集落の情報等を提供させていただいて、そういった面での支援っていうんですか、加入の協力、そういう形はさせていただいて、これからもさせていただきたいと思っております。はい。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） やはり、年間ね、5,000円といえば、まあパチンコ1回行っても、

5,000円ぐらい直ぐ負けたり、寿司食いに行っても、5,000円ぐらいいります。ですから、事業として、役場が取り組むというんじゃなくっても、やはり、皆さんに、全壊の場合、600万というような補償も出るわけでございますんで、そういう有利性、やはり、ある程度は、災害も自分が備えるという意味で、今後ですね、機会あるごとに、皆さんに、町民の皆さんに呼びかけていただいて、加入率を上げていただきたいと思います。

それから、雇用促進住宅につきましても、今、今12月議会で、5,000万以下で買えたという、これは、大ヒットだと思うんですね。これは、やはり、28人の方が、即ですね、仮設住宅として、入ることができておりますし、どう言うんですか、今後、その仮設住宅として、その方が、出られたとしてもですね、やはり、テクノの姫路工大なんかの生徒さんでもでね、学生さん達でも、ひとつの寮がわりとしても入っていただくような方法も取れると思いますし、そこで、ちょっとお尋ねするんですけど、仮設で入っていらっしゃる方は、そのお家ができるまでとか、いろいろあるんでしょうけれど、期限としては、いつぐらいまで仮設で入って、料金の方については、今の仮設の場合は、無料で入っていらっしゃるんですかということ。

それから、もし、その雇用促進については、今まで従来あった、佐用の住宅の賃料と比べて、雇用促進の場合は、今、どんなんでしょうか。その2点。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 今は、災害の緊急の仮設住宅として、入居していただいておりますから、建設をしました仮設住宅と、ある意味では、同じような取り扱いをさせていただいております。ですから、その期間というのはですね、仮設住宅の場合、一応、2カ年ということが、期限があります。その間に、今後、どのように、それぞれの被災者の方ですね、住宅、住まいの方を再建していただくのか、また、どういう形で、また、こちらが支援していくのか、考えていかなければならないと思っております。

雇用促進住宅におきましてもね、その仮設として入って、入居していただいている取り扱いは、その建設した仮設住宅と同じような、同等のような取り扱いをしていかなければならないというふうに思っております。

〔岡本義君「料金の方は」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） ですから、今、家賃は、もらっておりません。

〔岡本義君「いやいや、その」と呼ぶ〕

〔岡本義君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） その、今、仮設へ入っていらっしゃる方は、もらってないんですけど、その雇用促進に、元々入っていらっしゃる方の料金は、その、うちの佐用の町営住宅と比べて、どんなんでしょうかという、もう1つの質問ですね。それは。

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、家賃の、住宅と比べて言われますとですね、いろんなたくさん
の住宅がありますから、高い所もあり、安い所もあります。

また、町営住宅の場合には、所得によってですね、家賃が違ってきますのでね、現在の
雇用促進住宅は、基本的には、それぞれの家賃というものが決められた中で、入居されて
ます。ですからまあ、所得から見れば、現在の雇用促進住宅の方が、ちょっと高いんでは
ないかなというふうに思っておりますけど。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） そしたら、仮設住宅の場合はですね、2 カ年という 1 つの期限、目
途としてありますけれど、その 2 カ年が過ぎて、自分の家へ帰ることができない人につい
ては、また、そこからは、いわゆる有料というふうになっていくんですか。

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 取扱いとしては、基本的には、そういう形になるうかと思えます。

〔岡本義君「ああ、なるほどね。はいはい」と呼ぶ〕

〔岡本義君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） それから、7 番のね、いわゆる配給物資を佐用小学校までいうんは、
当初の時ですね、後々、38 箇所、配給していただいてね、あっちやこっちでできて、近
くになったわけでございますけれどね、町長の答弁にもありましたように、被災されたと
こは、自動車が浸かって流れたり、また、被災の家は、そういう取りに行けないような状
態であったと思いますんで、そこらへんについては、どう言うんですか、もし役場の職員
が手一杯で、持って行くことができなかつた場合はね、いわゆる運搬業者、ちょっと何し
てでもね、運んでいただけたらなと思ったりもしたんで、そこらへん、この 7 番の分を書
かせていただいたわけでございます。

後、ある程度、日が経てば、そういうことで、そういう配給、その場所もね、拡充言う
んか、広げていただいて、段々身近なところで、配給していただくようになってね、ある程
度は、対処できたかと思えますけれど、まあ、当初の時は、そういうふうに思いましたん
で。

それから、8 番の激甚の認定でございますけれど、そしたら、局部的に、平福とか、そ
の南光の三河なんかについては、3 月末ぐらいには、ある程度、その査定後には、だいた
い行けそうですか。見込みとしては。

〔町長「理事」と呼ぶ〕

〔復興担当理事 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、山田復興理事。

復興担当理事（山田聖一君） 局激指定、3月中旬が、だいたい目途になっているというふう
に聞いております。それで、100パーセントどうかと言われたら、この場では、ちょっと
非常に難しいんですけども、厳しい状況とは、今のところ聞いてなかったんですが。は
い。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） やはり、そういうね、国の激甚の認定受けるかどうかによってはね、
もしかからなんだら、町の持ち出しが、たくさん増えるということでございますんで、極
力ね、その100パーセントいくかどうか別としてもね、やはり、そういう指定していただ
くような格好の中でね、また、山田さんらに、ひとつ力、折りを県の方へ働きかけていた
だいたりね、お願いしたいと思います。

それから、9番の河川堆積のことでございますけれど、家内と小赤松の広いところでも
です。私達、これ取りよん見たことないんですよ。ですから、やはり、今回、小赤松も、
堤防も切れましたけれど、あっころでも、もの凄く堆積しておると思います。ですから、
そこら辺についてはね、今後、山から、その土砂が流れて出る量が増えておるだけにね、
やはり、その予算を、予算の範囲で、ちょぼちょぼと取って行くんじゃないかとね、やは
り、そういう溜まった所については、もう後から、そういう災害が起きて、後から、今、
慌てて取りまくりようけど、それを先やっとなってくれということが、やはり、税金の、私
達の納めた者の願い、また、被災に遭うた者の願いですから、野村課長、ひとつ力入れて、
どがいですか。

議長（山田弘治君） はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） 今回の災害に照らしてですね、緊急に8月中旬以降に、河川の土砂
のけされましたね。それで、それについては、ご案内のとおり、レベル1、2、3とあり
まして、完全に閉塞しておる。30パーセント以上。30パーセント以下やけど、民家が連
担しておる所、そういった条件をですね、クリアした箇所が40箇所以上あったと思いま
す。

それで、今、ご指摘の件につきましては、悲しいかな、その条件クリアできなかったと
いうふうな、中立的な考えで言えば、今回、見送らざるを得なかったと思うんですけど
も、従前から、今、議員ご指摘の箇所については、地元からも要望いただいております
ので、このご質問いただいたということじゃないんですけども、別の機会に、会議がご
ざいまして、そのことについては、過去のね、経緯につきましても復興室の方に、河川
の復興室、そのね。お伝えはしておきました。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君）　　まあ、今ね、櫛田の石井の前の方ですね、それから、いわゆる早瀬の前とか、その上月の、上上月の、いわゆる姫新線の上流とか、まあ、ドンドンやっております。そやけど、これについてもね、私、テクノの河川課長の所へ行ってね、言うたんですよ。これ、何で、災害の前にでも、やっておってくれなんだんや言うて。ほなら、床上浸水のところでね、床下になったり、床下のところで浸からなんだんかも分からんと。そやで、もっとやっぱり、税金がね、皆が、汗水たらして納めた税金、もっと有効に、井戸県知事が、いっつも言われておるように、安心安全で住めるまちづくり、村づくりするんだったら、円光寺も、20年に4回も堤防切れたりしませんよ。ですから、そこらへんだけ、今後ね、ひとつお願いしたい。もう県の土木のテクノの河川課長にも、散々、ちょっと、文句言うてきましたんですけど、そこらへんについてはね、やはり、そういう生きた金を使っていたきたいと思っております。

それから、10番のね、堤防、切れた箇所についてはね、やはり岩盤まで、コンクリートなり、鉄筋コンクリートを打ち込んでね、やはり、してもろとかんと、円光寺が、その堤防切れたところについてはね、やはり、同じ、戦橋の上が、前回直したところも、引き続き堤防が切れておるんですね。ですから、普通、今、町長の答弁の中で、ブロック積むんでも、下の岩盤から持ち上げて積んでおるんで、そんな心配はないという答弁でございましたけれど、引き続き、同じようなところが切れるということがね、はたから、素人から見れば、ただ土砂を、どう言うんですか、上へ積み上げてね、そこへ、ただブロック積んだだけじゃという中でね、円光寺集落の方でも、何や同じとこばかり切れて、そんな工事したんかいなというような声も上がっておりますんでね、そこらへんについては、山田理事どうでしょう。今、その鉄骨、岩盤までね、打ち込んでの切れない工法というんは、今後、とっていただけるんかどうか、そこらへんについて。

議長（山田弘治君）　　はい、山田復興理事。

復興担当理事（山田聖一君）　　先日、この災害についての、災害復旧の計画についての中間報告がされたんですけども、その中でも、堤防全体をコンクリートで巻いていくような、巻堤というような工法が取られる箇所もできてくるといったような検討もされているというふうなことが、発表されておりますので、今まで、堤防を越えて、堤内地の方から、堤防を崩していったような所がありましたので、そういったことを防ぐような、そんな工法も取られるというふう聞いておりますので、今回、安全な川を作っていくということで、取り組まれるというふう考えております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山田弘治君）　　岡本義次君。

4 番（岡本義次君）　　まあ、1つよろしくお願いしたいと思います。

それから、11番のですね、集落のことは、その村の長である自治会長が、一番良く分かっておってですね、その自治会長の指図とか、その役割が、大変大きいわけでございます、その集落の、この家は、あっこはおばあちゃんだけで、ちょっと危ないなということとか、そういうことは、役場の者では、全部が全部つかみきれませんのでね、やはり、そういう何か、事が起きたときには、自治会長なり副会長、自治会長いない時ですよ、役員なりが、直ぐ、ああこれは、そういう警報が、もう出たと。ほな、そこは、もう早いこ

とね、公民館なり、その高いお家の家にも避難させるということ、住民課としては、そういうことは、地域づくり協議会の中で、そういうふうなことを、重々話されたり、それから、12番のことも含めてですけど、その防災計画書いうのは、今は、町長の答弁の中で、作りつつあるということでございますけれど、それは、各自治会に、ある程度、役場が、やはり、ノウハウも含めて、こういう書式で、自分とこの村は、どうなんやいう一つのマニュアル的なものも作ってでもね、それは、いつ頃、今、作りつつあるというんですけど、期限は切ってあるんですか。ある程度、何日（聴取不能）。

議長（山田弘治君） はい、残り時間5分切りました。住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 最初の、その地域づくり協議会の中での、防災に対する研修会等なんですけれども、今まで従前であれば、1.17の地震を想定した形での訓練、あるいは、講習会等は、開催はされておりました。

ただ、このような災害、水害に対する訓練は、少なかったと思っております。

それから、この地域での、その防災計画なんですけれども、先ほども申しましたように、平成18年には、一度、各自治会長にお願いしまして、それぞれ、ある程度の基本的な部分でのマニュアルをお示しはしていったわけなんですけれども、その後の、こちらからの踏み込んだ形での計画書の策定という部分では、なかったように感じております。

それから、期限の関係につきましても、今後また検証を進める中で、復興計画等の中で、進めていきたいと考えております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） 役場から、そうやってお示しすることは、いいんですけど、それが、向こうへ行っておるだけということになれば、自治会長も、当然、役場から手当もらって、準、特別公務員的な要素もあるわけでございますんでね、ですから、やはり、期限きってでも作ってもらうようにね、してもらわんとあかんのんじゃないか思います。そこらへんについては。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） これからの、1人の、検討の、検証なりね、見直したり検討していく中で、地域の皆さん方と一緒に、取り組んでいかなければならない。その中で、自治会長さんに、お世話になることが、非常に大きいんですけども、今回の災害においてもですね、非常に、自治会長さんに、いろんなことが集中しております。全て、自治会長さん、自治会長さんということになるとですね、本当に、先ほどのボランティアの話もそうなんですけども、全て、ほな自治会長さんに、連絡してというようなことになってしまってもですね、とても自治会長さん自体は、もう、そのことが、もうできなく、能力的にも、もうできません。

そういうことで、地域の中で、皆が、その役員なり、また、皆さんが、いろんな役割を分担して、対応して行くという考え方をね、これから、とっていかなきゃいけないと思い

ますし、そういう計画をですね、一緒に考えていただくのが、これからの地域づくり協議会での大きな課題だなというふうに思っておりますので、お願いします。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） 最後、佐用町の新庁舎の建設でございますけれど、やはりですね、今、こういう時でございますんで、はっきりね、見通しがついてから、南光町の山田町長は、金がなくて、合併してから、昨年作れば、そういう安い費用でコンパクトなものことができました。上月でも、石堂県会議員が、町長の時、申し上げて、ちょっと、見送った方がいいんじゃないかということ言うたんですけど、作られてですね、今、1階と3階は使われておりますけれど、2階と4階は、倉庫のようになっておるといような状態でございますんでね、はっきり、そういう1つは、事柄が分かってからでも遅くはないと思いますんで、貴重な税金でございますんで、ひとつ、そういう、うまい税金の使い方をしたいと思っております。

これで、質問、終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（山田弘治君） はい、岡本義次君の発言は、終わりました。

暫時、休憩をいたします。

そしたら、再開を13時30分再開といたします。よろしくをお願いします。

午後00時19分 休憩

午後00時29分 再開

議長（山田弘治君） そしたら、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、続いて2番、新田俊一君の発言を許可いたします。

それから、ちょっとすいません。松尾議員の方から、3時から早退をさせて欲しいということですので、報告いたします。

どうぞ、新田議員。

〔2番 新田俊一君 登壇〕

2番（新田俊一君） 2番議席の新田でございます。大変こう、眠たい時間になっておりますけれども、まあちょっと、私の質問を、ゆっくりと聞いていただきたいなと思います。

午前中の一般質問の中で、石黒議員と岡本議員が、多々述べられましたので、重複するところがあるかと思っておりますけれども、そのへんのところは、ご勘弁願いたいと思います。

それでは、農林業の復興と災害についてお尋ねをしてみたいと思います。

1番目ですが、平成21年8月9日の朝から10日にかけて、台風9号による悪夢のような、そして、想像もつかないような大水害があり、町長を先頭に、町職員、県職員そして、町消防団及び各地域の消防団、自治会、いち早くかけつけていただいたボランティアの方々の必死の作業を見た時、私は、胸に熱いものが湧いてきました。

後になりましたが、この大水害において、18名の犠牲者、及び2名の行方不明者の1日も早く発見されることを、心からお祈り申し上げます。

また、この災害によって、森林や田畑、灌漑用水、灌漑排水の復興の計画はどうなって

いるか、町長にお伺いをいたします。

2 番目ですが、平成 21 年 2 月に、河川氾濫時の浸水想定区域や避難場所等を示す、洪水ハザードマップ作成はできていたのですか。統計によると、全国自治会で 31 パーセントが未整備と言うことですが、佐用町の場合は、どうでしたか、お伺いをいたします。

3 番目ですが、森林の未整備、谷川の未整備、そして急傾斜地域で土石流の発生しやすい箇所の砂防の未整備などが原因で、膨大な量の土石が田畑に被害をもたらしたものと考えますが、今後の計画を、お伺いをいたします。

4 番目ですが、現在は、毎年のように離農者があり、放棄田も増加しているようですが、この時期に大水害により多くの田畑が被害を受けております。今、大金を出して、田畑を復興する意向があるのでしょうか。被災者が、もう耕作はしないという意志があれば、益々放棄田が増えてくると思いますが、町としての対応はどうされるのか、お伺いをいたします。

5 番目ですが、この災害をバネに、佐用町の農政改革を考えては、いかがでしょうか。町と農業者とが、一体になり、佐用町のブランド品を作り、販路を広げて、豊かな町にして行く考えは無いですか、お伺いをいたします。

6 番目ですが、先ほど、質問にあったと同じようなことなんですけれども、風倒木の処理の仕方が悪いため、河川に流木となって流出し、川をせき止め、橋に流木が詰まり、家や田畑に多くの被害をもたらしたものと思われれます。今後は、森林をよく踏査し、二度とこの様な災害を起こさない指針を作成し、一日も早く、町民が安心して安全な暮らしができるようになる計画は、されていますか、お伺いをします。

7 番目ですが、町と町民が一体となって、一日も早い復興を成し遂げ、災害に強い町、良質の農産物を生産し、豊かな町へ変身をするべく、まちづくりを考えて行かれますか、お伺いをいたします。

この場での質問は、これで終わらせていただきます。

議長（山田弘治君） 町長の答弁を求めます。庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、新田議員よりの、この災害にあたっての、農林業の復興と災害についての、ご質問に対しまして、お答えをさせていただきたいと思っております。

この林業等、山の問題等も、それぞれ、もうご質問いただいて、答弁させていただいた点もありますので、できるだけまとめたの答弁にさせていただきたいと思っております。

8 月 9 日の台風 9 号による農林業災害につきましては、甚大な被害を受け、11 月 18 日に申請件数 416 件、1,893 工区の農地・農業用施設の災害査定が終了をしました。国庫補助災で対応できない小災害、また、単独災も数多くありますので、これから早期の復旧を目指して、調整・協議をしているところであります。

被災状況は、地域、水系で異なり、現在、県においても河川改修計画も進められておりますので、優先として、来年度の水稲の作付けに配慮し、用水の確保を重点に置いて調整をしながら、復旧事業を進めて参りたいというふうに考えております。

地域事情により早期復旧が困難な地域も出てくるのが想定されるために、この、今月 15 日より、担当、農林振興課におきまして、復旧計画予定の概要を、校区単位で説明をさせていただきたいというふうに、今、調整を、予定をさせていただいております。

次に、洪水ハザードマップの作成につきましては、平成 18 年に町内を 6 区画に分割した防災マップとして、航空写真を活用し、避難所の位置、洪水浸水想定区域、土砂災害危

険箇所、防災関連機関等を明記したものを各家庭に配布をさせていただきたくてあります。また、町のホームページにも掲載し、町民の皆さんへの周知を図ってきたところでもあります。

次に、森林、風倒木の処理、また、谷川、急傾斜地域の未整備に関するご質問でございますが、植林から保育、また、間伐、伐採、そして植林という林業生産サイクルが円滑に実施されることにより、森林は適正に管理され、森林の持つ公益的機能が維持されますが、近年の林業の不振により、間伐等の保育管理が十分でなく、この結果、管理不足な人工林が増加し、森林機能の低下が進み、土砂の流失につながっていることで、急傾斜地や谷川に影響を及ぼし、災害を引き起こし、また、さらに、災害を大きくすることが、今回の豪雨で、顕著になってきております。

また、16年災害時の風倒木の処理問題でございますが、岡本議員からの質問でお答えさせていただきましたように、平成16年の風倒木災害以後、町におきましても、県と連携し、災害に強い森づくりの推進を重点施策として、創設された県民緑税も活用し、間伐対象森林の山地災害防止機能の強化、集落裏の山林の防災機能の強化、高齢人工林の管理強化を目的に森林、治山事業として取り組んできたところであります。

被害林域が広範囲であり、個人の所有権もあることから、まだまだ事業として取り組めていない被害箇所も相当数ございます。これらは今後も、事業推進の強化を図ると共に、引き続き施業計画を見極め、森林災害の防止に努めていかなければならないと考えております。

また、今回の災害を踏まえ、町として県と協調し、森林整備の促進を図るため、森林組合の事業計画に、災害を想定した取り組み強化をしていただくよう協議をすると共に、同時に、被害箇所への作業道、林道の整備も重要であるというふうに考えております。

砂防、治山事業につきましては、多くの土砂災害が発生して、その対策が急務となっており、緊急砂防事業で3箇所、激甚対策特別事業として8箇所、通常砂防事業6箇所を要望し、新規事業採択を受けるべく協議調整を行っております。

また、土石流危険箇所地域及び被災地域を条件とする急傾斜地崩壊対策事業も、県において着手されておまして、町においても、がけ地崩壊対策として、緊急小規模急傾斜地崩壊対策事業の事業採択に向け協議調整をしているところであります。

治山につきましても、人家裏山等の対策として、林地崩壊事業、公共治山、県営治山、補助県単等、治山課とも協議をして、復旧に向け努力しているところでございます。

最後に、今回の災害では、農地においても多くの被災を受けております。高齢化の進んだ地域では、農業生産意欲が失われ、耕作放棄につながる可能性もあり、また、農業の生産性も低下する恐れがあります。町としても農業生産基盤の1日も早い復旧こそ、将来にわたる食料の安定供給や安定した農業生産活動につながり、農業・農村の担い手の育成、地域の安全・安心な農産物を利用した加工品の製造販売につながっていくものであると考えております。

1日も早い復旧と将来の農業振興を見据え、住民、農業者が安心して暮らせるまちづくりを進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いを申し上げます、簡単ですけれども、この場での答弁とさせていただきます。

〔新田君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） 先ほど、丁寧に説明をしていただいたわけなんですけれども、再度、

同じようなことをお聞きすると思いますが、1点ずつ答弁をお願いしたいと思います。

河川氾濫時の浸水想定区域や避難場所等を示す洪水ハザードマップや、住民の住民による防災マニュアル等は、何パーセントぐらいできていましたか。この災害の前ですね。前にも一度、一般質問で、お聞きしたんですが、避難場所の確認をすべきであると質問しましたが、直ぐにはできないが、検討してみますと答弁があったと思います。その後、どうなったのか、お伺いをいたしたいと思います。

議長（山田弘治君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 答弁の中にもありましたように、この防災マップにつきましては、平成18年に、全町域、各戸に配布をさせていただいております。その中に、洪水の浸水想定区域として、前回、平成16年の災害によります想定に基づきまして、それぞれ氾濫地域につきまして、図式をされております。

それから、各地域での、その防災計画ですけれども、率的な部分については、未だ、よう掌握はしておりませんが、今回、各地域づくり協議会を回る中での、お聞きする中では、いくらかの集落で、もう既に作られて活用されている地域もあるように聞いております。

〔新田君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） 何パーセントぐらいできているか分からないとおっしゃるわけなんですけれども、それは、ちょっとおかしいんじゃないかと思うんですよね。そういうことが、はっきりしておれば、先ほども言うておりましたように、避難場所とか、防災マニュアル等で、そういう想定区域と言うんですか、ここは危険やぞとか、ここは危険やぞと。ここは大丈夫だろうというようなことを、もっと真剣に取り組んでもらわないとね、これ、いつの新聞ですかね、これ。こうやって新聞にも出てますけれどね、31パーセントは未整備であって、09年の3月末までは、全て完了しておると言うようなことを、これ書いてあるわけなんです。それで、何パーセントか分からないというような、バカな話はないんじゃないですか。それ、ちょっとお聞きしたいと思います。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 町が、全体の、これは県が中心になって、県と連携して作ったんですけれども、町全域の基本的な防災ハザードマップというものは、全戸に、こう配り、また、自治会等にも説明をしているわけです。ですから、後ですね、今、いろいろと課題になっております、地域で、それぞれ、もっときめ細かなですね、そういう防災、地域の実情にあった、その実態に即したですね、防災計画なり、また、行動計画、こういうものを検討していこうと。取り組んでいこうということ、このことは、地域づくり協議会等の中での、1つの今後の地域づくりの大きな柱としてですね、安全安心という中で、防犯や防災、こういう点について、それぞれ地域の中で課題として取り組んで、協議をしているところなんです。ですから、これについては、未だ、その完全にできている所は、本当に、

100 パーセントできている所はありません。多分。これから、地域づくり協議会を設立して、そういう課題として取り組んできている中で、こういう災害になったわけでありまして、そういうことで、今回の災害を受けて、さらに、できるだけ早くですね、もっと、やっぱり、いろんな面でも、皆さんと一緒に、地域の皆さんが、いわゆる真剣に、一緒に取り組んでいただけて、その有効なものにしていきたいというふうに思っているわけで、そういう点については、未だ、何パーセントできているという段階ではないということでありまして、そのことを、今、住民課長は、答弁したと思っております。

〔新田君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、新田俊一君。

2 番（新田俊一君） これは、いつだったかな。これ。今年の2月のかかりに出した新聞なんですけどね。この時から、そういうことについて、県とか町とか一緒になって、やっておったわけなんですけれども、そういったことを、危険をこう、危険だというようなことを、赤信号出しておったわけですよ。それを、未だ、その確かに、8月9日、災害がなかったらできておったかもしれませんけれども、これからは、ゲリラ豪雨とかね、地球の温暖化によってね、どこで、どのような雨が降るか分からないわけですよ。だから、そういうところは、どこですか。フィリピンとかタイとか、あっちの方の、いろんな所が、アメリカとか、いろんな所で、道が、川のように流れて、酷いテレビが、よく出ておりますけどね、それを見てもね、やはり、避難場所の確認とか、危険な箇所の想定というようなことについてね、どこと、どこと、どこぐらいがどうだったぐらいなことは、把握されておられるのですか、そのへんお聞きしたいと思います。

〔住民課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 各地域での、そのきめ細かな、その危険場所ということにつきましては、先ほども、町長の方が申し上げましたとおり、今後、各地域の中で、地域の防災マップ、あるいは防災計画の中で、明確にしていくような形で、各集落、地域づくり協議会の中で、協議を進めていきたいと思っております。

〔新田君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、新田俊一君。

2 番（新田俊一君） そんなことは、僕は、ええんですよ。行政自体がね、ここは危ないぞとか、ここは、この避難場所は駄目やとか。ここを歩いて行ったら、具合が悪いぞというようなところをね、ちゃんと、この2月の8日ぐらいのやつとか、2月のかかりに、そういうこと出ておるんだから、それを見たら、もう、その未だ前から、そういうようなことがあって、話があったと思うんですよ。僕も、何回か、そういう質問させてもらったんですけどね。それが、全然いかされてないということは、ちょっとおかしいと思うんですが、そのへんどうですかね。

議長（山田弘治君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） その危険箇所の関係ですけれども、その全体的な、地域防災計画の中では、土石流の危険渓流とか、崩壊土砂流出の危険地域、あるいは崖の、崖崩れの危険箇所等は、それぞれ明記をしております。町全体といたしましては。

〔新田君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） これ明記されておるんですけど、僕、そないなもん、もらってもないし、見たこともないんですけどね。それ、あったら見せていただきましてね、それで、また、僕らも、そこへ行って検討したいと思うんですが、そのへんは、どうですか。

議長（山田弘治君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） その明記につきましては、その防災マップの中に、地図上に輪郭を示して、挙げておりますので、また、ご覧いただきたいと思います。

〔新田君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） 挙げておるだけではね、本当に分からないんで、やはり、そういう物があれば、ちゃんと説明もしていただいて、そして、その危険箇所についてね、この度、これだけ大きな犠牲を出したんだから、幕山のどこそこのどれが、どうだったとか、こうだったかというようなこともね、踏まえて、やはり、そういうことは、きちっと、議会の方へも説明していただいたり、そういう地図があるのであれば、そのへんのところを、危険な箇所は拡大して、ここは、こうだった、ああだったというようなことも、説明をしていただくような方向には、していただけないんですか。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵道典章君） こうして災害が起きてからね、そういうことの重要性っていうのは、更に大きくなるわけですけれども、災害前から、そういう危険性という中で、あるということで、防災計画、そして、そういうハザードマップ、危険箇所をですね、特に、土砂災害等、裏山、危険な箇所、それから浸水箇所というものは、まあ、そういう図面上でですね、明記して、これも各戸にお配りしてます。ただ、中々、そういう物をね、今、お話のように見たことないと言われるようにですね、実際に、それが、活用できたかということ、実際にできてなかったというのが、実情ではないかと思えますし、それだけでは分からない。特に、今回なんかは、16年の災害の想定では、もう全然、こう当てはまらないようなですね、状況にもなっておりますし、今、新田議員お話しの避難所、また、避難経路、こういう所までですね、全域にわたって、1つ1つ検証するとかですね、考えていくということ

は、できてなかったわけです。これは。これについては、今後、そういう地域の、ごとの、きめ細かな防災計画をね、今後、考えていく上で、やっぱり、地域の皆さんと一緒に検証、見ながら、地域を、よく検証し、見ながらですね、今後、どこが、災害の種類によっても違いますし、規模によっても違います。また、その地域においても、1軒、1軒やっぱり違ってきます。裏が山であったり、川に近い所であったり、集落の中でも、非常に広い集落も多いですし、だから、そういう点について、今まで、全て細かいものができてなかったことは、確かであり、これも全国的に、中々、どこともができてるわけじゃないと思うんですよね。

ただ、そういうことを考えなければいけないという問題意識は、持ってきたのは、持ってきたわけです。で、地域づくり協議会の中で、1つの、今、先ほど言いましたような、これから、考えて行く、取り組むべき課題として、皆さん方との話し合いの中で、そういう取り組みをしていこうと。その中で、地域で、自分達で考えて、そういう防災の危険箇所を検証したりするようなことを、していただいている、もう既に、取り組んでいただいている地域も出てきているということは、確かなんです。だから、それを、全地域で考えていただき、また、集落でも、また取り組んでいただく。また、近所隣でも考えていただくと、そういうふうな形の、今後、取り組みが必要かというふうに思っております。

〔新田君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） まあ、そのようにおっしゃるようだったら、ぐうの音も出んのんですけどね。まあ、滅多にない、大変なこう、経験をしたわけなんですからね、やはり、これからは、できるだけ、そういう大きな被害がないように、ひとつ気をつけていただきたいと思います。

また、もう1点ですけれども、災害、災害、この度、ドンとこう水が来て、災害が起きたところだけを、目を向けて、ここは、こういう大きなコンクリーでやるんだとか、ええ方法でやるんだとかって、さっきも説明がございましたけれども、そやなしに、災害を受けてなかった、旧三日月町についても、南光町のなかにおいても、危険な箇所、未だ相当あるわけですしね、勿論、堆積土が、大量に溜まっておって、徐々には、除けていただいて、綺麗にはなっておるんですけれども、できたらその、災害の、その他地域も、やはり、そういうところに目を向けてね、堆積土を、費用はごつつうかかると思うんですけれども、順次直して行っていただきたい。それは、もう、災害が起きてからするんじゃなしに、起きる前、予防ですよ。起きる前に、やっぱり、そういうことを考えて、先読み、先読みでいくべきじゃないかなと、私は、そのように思うんですけれども、どうでしょうか。考えていただけますでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵道典章君） 本当に、そうしていくのが、理想だと思うんですけれども、これまでの過去のずっと歴史見ても、中々、事前に、事が分かってながら、やはり、災害が起きた所から優先してですね、河川の改修や、そういう砂防対策、そういうことがされてきたという歴史と言いますか、これが現状ではないかと思えます。

まあ、砂防等なんかにつきましては、危険箇所ということですね、先ほど言いました、ハザードマップなんかにも、危険箇所というような調査をして、これも全国で何万箇所ということになってますけども、これも、町内にも、相当たくさんあって、これも、こういう中で、順次ですね、年間、何箇所ずつ砂防堰堤等の、そういう施設も作っていただいていると。それが、今回、たまたまできて助かったという地域も、確かありますよね。だから、それが、できるだけ、そういう形になれば、一番いいと思っています。

今回も、たまたま、この上月や佐用、この地域の所が、非常に大きな被害を受けたと。しかし、これが、少し、雨の区域がですね、ずれておれば、当然、三日月の方も、同じような災害が起きたという可能性は、当然、これは、大きいわけです。ですから、災害がなかったから安全ということでは、絶対ないということは、よく分かっております。

ですから、今回の状況、災害を経験しながらですね、少なくとも、災害を受けた所の復興、復旧なり、今後の対策も必要ですけども、その町においては、町域全域のですね、そういう、その危険な箇所、また、災害を減らしていくような対策というのは、当然、努力していかないといけないと思います。

特に、今、お話の河川の土砂が非常にたくさん堆積していると。この点についてもですね、今回は、災害を受けた所については、緊急の土砂の除去、取り除けということもやっておりますけども、しかし、そうじゃない、志文川等なんかについては、実際できてないんですよね。で、この辺についても、私らも、私達も、県の方にも、是非、推進、事業を取り組んでいただきたいというお話、要望はしております。しかしまあ、中々、予算の問題と、それから土砂を処分する所がないというような問題も、ひとつ大きくあります。そういうことは、やっぱり地域でも、今後、協力してですね、そういう事業が、実際に推進できるような体制をつくっていかなくちゃいけない。この災害の中で、そういう処分をする所も、できるだけ設置をしてですね、今後、河川の管理等においても、スムーズに事業ができていくように、そういうことも考えた、今回の河川における大規模改修等の総合的な事業にしていかなければならないというふうに思っております。

今、新田議員のご指摘の点については、私も、そのとおりだと思いますし、できるだけ、その理想的なことにしていかなければならない努力は、当然、させていただきたいと思えます。

〔新田君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） 大変、ありがとうございました。そのつもりでやっていただきたいと思います。

今日は、佐用町、それからまた、旧佐用町、旧上月町でしたけども、今度は、旧南光町、旧三日月、またまた、同じ所で、佐用、上月等ででも、そういう事態が発生するかも分かりませんが、今、町長のお話をお聞きしまして、ちょっとまあ、ホッとしたようなところがあるんで、大変だと思うんですけども、是非これからも頑張ってくださいと思います。

それと、農業のことなんですけれども、大変こう、この度の災害によって、畑にとか、田んぼにこう、いっぱい土石が流れておる。これをするのに、やっぱり自己負担が何ほかいる。ほな、もう百姓なんて、ほなもう、百姓言うたら悪いね。農業者というものは、本当にもう、かつかつ、多分、赤字だと思うんですよ。ほとんどのところは。そんな中で、また、5パーセントや10パーセントの負担金を出して、個人の物を国や県がしてくれるん

やさかいに、それはまあ、しょうないがいつて言うてしもたら、それはもう、何の言う術もないんですけれども、それでも、自分の田んぼ、放棄して、もう、そのままにしておこうかなというふうな方も、かなり聞いております。そういったところで、是非何とか、その負担の少ないように言うんですか、何とかこう、これから、だいたい今の自給率として、日本は39.2パーセントですか。

だいたい今、世界的に見れば、だいたい60億人が食べていけるだけが、やっそこさの食糧事情だそうです。それが、実際は、日本の場合は、前もお伺いしたんですけれども、だいたい30パーセントぐらいじゃないですかね。自給率が。何か、ちょっとあつたら、もうこれガタガタになってまう。いつだったか、ちょっと忘れましてんですけれども、この辺が、冷害にみまわれてね、米がなくなって、米が暴騰したことがありますわね。その時は、確か3万円から3万5,000円だったと思うんですよ。1俵が。また、今、そういうことを忘れてもてね、また、田んぼを作らなくなってきたと。だから、もうちょっと、こう、いろんな行政の方と、いろんな県の偉いさん、国の偉いさんに、よく話してね、こういうこと言うたら、僕が言うたらおかしいんですけれども、もうちょっと、米の単価を上げてあげてね、で、赤字がいかん程度のような方向も1つの手段として考えてもらったらなと思うわけなんです。そうすれば、離農者も減ってきて、放棄田もなくなって、歯止めがかかるんじゃないかと思うんですけれども、そのへんは、どうでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） もう佐用町の大体、農業全体がですね、非常に経営規模がと言うんか、耕作規模が非常に少ない、零細な農業です。そういう中で、農業の生産において、中々、採算性はとれない。先祖からの土地をですね、守っていこうという、そういうことで、採算を、ある意味では、度外視した中で、耕作を続けていただいているというのが、1つの現状ではないかと思えます。そういう中で、こういう災害を受けてですね、元々零細であり、また高齢化している、されている中でですね、農業を続けていく意欲というものがですね、もうなくなってしまうと。これが、まあ一番怖いなど。今まで、そういう1つの意欲で、持ってきたものが、もう、実際に、そういう意欲がなくなれば、放棄田が、ドンドン増えてしまうということを心配をします。そういうことで、この災害復旧につきましてもですね、できるだけ、耕作されている方の負担を軽減しながら、少しでも意欲を持ってやっていただけるようにですね、町も支援ができる、少しでもしなきゃいけないなど、そういう思いでは、やって取り組んでおりますけれども、どっち、何せ、災害の範囲が広いですし、非常に規模が大きくなっておりますし、また、耕地だけではなくてですね、農業機械等、そういう機械等もたくさん被災されて、今は、もう機械がなければ、当然、耕作何もできないんですけれども、機械をそろえるだけでもですね、とても採算から言えば合わない。経済的にも、とても、これを難しいと思われる方もたくさん出て来ているように、私は、見ております。

そういう中での農業というのは、本当に厳しい、更に厳しくなっているというふうには、認識しておりますけれども、それをですね、町が、今、復旧等、当面は、復旧等において、少しでも早く負担を軽減しながら、復旧しながらですね、地域でも、そのことも一緒に取り組んでいただいて、後継者、担い手ですね、そういう人達にも、是非、更に、皆さんと一緒に取り組んでいただけるようなね、ことで、対策をしていかなければ、中々、個人だけでは、対応ができない、そういう状況になってきているんじゃないかなというふ

うに思います。

〔新田君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） まあ、農業のことなんですけれども、米にしても、何にしても、付加価値を付ければ、かなりいい値段が出ると。新潟県では、どこかちょっと忘れましてけれども、コシヒカリを、こう植えたら、無農薬でコシが作れば、4万円から5万円で、こう1俵が売れると。4万円か5万円もらえればね、これは、もう百姓しておっても、必ず、僕は、もうかると思うんですよ。そういったような考え方も変えてね、やっぱり持っていたいただきたいと。

それと、その、新聞にもずっと出ておるわけなんですけれども、これ、減農薬で商品アップとか、農家もエコ志向とか、こういろいろ書いてあるわけですよ。播磨で食育とか、いろいろ書いてやっておられますし、この度、何かこう、神姫バスがね、農業ビジネスに参入されるというようなことも、言っておりましたはね。これ。見られたと思うんですけれども。そして、勿論、JAが、農業所得の増大プランを提案してきているというようなことが書いて提案してあります。

とにかく、特産品の販売しないかんと。それか、もしくは、バイオ燃料とか、いろいろとそういった面でも考えておられるようです。そういったことに、乗り遅れないようにね、やはり、皆、頑張って、佐用町の農林課の方なんかもね、頑張っていただきたいなとかように思うわけですが、そのへんはどうでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山田弘治君） 農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 町においてもですね、先ほど町長が答弁されましたように、これからの農産物、そのままのですね、付加価値をつけて加工する。それぞれの、またグループもありますし、そういう、西播磨管内においてですね、共有の認識を持ってですね、研修・研究をしている、横の連携を取ってですね、立ち上げている協議会も、立ち上げておられます。そういうところもですね、一緒になってですね、今、議員の言われるようなですね、少しでも農家の所得につながるようなですね、施策をですね、施策と、また町においてもですね、協力もしていきたいというふうに思います。

〔新田君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） ほんまは、もっと、これしゃべりたいんですけれども、ちょっと、こう同じような話ばかりになりますんで、是非、町長の、さっき、最後のほう、おっしゃられたような、町の為を思ったことをね、確実にこう、実行していただいて、また農業の方も、今、これ新聞をお見せしましたんですけれども、減農薬とか、また、商品力のアップとか、バイオ燃料とか特産品の販売とかとか、いろいろこう、神姫バスの参入するなんて書いてありますんでね、そういったところも、またしたり、島根県の方でも、農業を成

功された方がおられるとお聞きしております。そういったところも研修していただいて、本当に強い、農業にも強い、災害にも強い、そういった立派なまちづくりをしていただきたいことを、切にお願い申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（山田弘治君） 新田俊一君の発言は、終わりました。
続いて、12番、大下吉三郎君の発言を許可いたします。

〔12番 大下吉三郎君 登壇〕

議長（山田弘治君） 12番議席の大下でございます。私は、住民参加による地域防災、また減災力の向上について議題といたします。

佐用町防災計画の中には、第1章から計画の前提なり、第1節の中にも計画目的なり防災会議の目的など、1編～6編に至るまで、全ての手順、基本目標から施策、業務の大綱などが445ページにわたって、佐用町の地域防災計画書が発行されております。私は過去、合併当時でしたが、防災について質問をしたことがあると思いますが、いかにして住民参加による地域防災力、減災力の向上が図れるかであって、今後台風9号の教訓をどう生かすか、大自然の力にどう向き合うのかと、私は今後、河川の改修など、54キロにわたって、関係地域の改修など、重要な課題が山積されているなどであります。各自治会に対し防災意識の学習なり防災思想の普及、知識の普及など行政として指導すべきではないかと、私は、このように思っております。

また、行政としても机上訓練など年間1回は、必ず防災訓練をすべきではないか。また、各自治会においてはですね、組織表などはできているとしてもですね、町災害対策本部との連携が取れておるのか。また、各支所との連携などについても今一度確認する必要があるのではないかと考えております。

このことについて、町長に伺い、また、以下のことについて、町長に質問していきたいと思っております。

まず1点は、防災、減災に対する学習についてであります。

第2は、住民に対する防災思想の普及。

第3は、住民に対する防災知識の普及。

第4は、各自治会、地域防災等、または自衛等についての、地域づくり協議会などについての指導であります。

第5は、河川改修54キロが、今後されるわけですがけれども、それらに関する関係集落に対する対応の仕方など。

また6項としては、その他、防災対策マニュアルなどについての、佐用町地域防災計画について質問をしていきたいなど。このように思います。

まず、この場での質問を終わります。

議長（山田弘治君） 町長の答弁を求めます。庵造典章君。

〔町長 庵造典章君 登壇〕

町長（庵造典章君） それでは、大下議員からのご質問にお答えさせていただきます。

まず、住民参加による地域防災・減災力の向上ということについてでのお尋ねで、学習ということについてでございますが、自然災害は、これは、どうしても避けることはできま

せんが、災害による被害をいかに減らせるか、人命と減災ということに重点を置いた学習機会の提供を、今後してまいりたいというふうに考えております。これまでも 1.17 は忘れない、防災教育推進事業として、県の補助を受け毎年町内の全ての小中学校が中心となり、児童はもちろん地域の自治会や消防団の皆さんに参加していただき、防災学習や訓練などを行ってきております。しかし、これは地震防災が、これまで中心であり、水害は想定して行われてきておりませんでしたので、今後は、これらの機会に水害に対する訓練や学習も、当然合わせて進めてまいりたいというふうに考えております。地域においても危険箇所の把握、要援護者の確認、避難所の検討、避難経路の確認など、より地域に即した、きめ細かな行動計画や防災マップづくりを、地域づくり協議会を中心に、全地域で取りまとめをしていただきたく思っております。町としても、地域の防災訓練や研修会への講師を派遣する県の制度等を活用するなど、日常からコミュニティを深め、地域の力を高め、災害に強いまちづくりを進めるために、取り組んで参りたいというふうに考えております。

次に、河川改修計画について、集落への説明などの対応についてでのご質問でございますが、現在計画されている改修につきましては、千種川・佐用川など総延長約 54 キロに及ぶ計画で、11 月 12 日の自治会長会議で概要を、県から説明をしていただいております。素案は、旧佐用土木事務所の河川復興室において、現在、閲覧でき、事業に対するご質問等にも答えている状況であります。本年 12 月中には県の基本的な計画案がまとまると聞いておりました、来年 1 月から順次開催される、関係集落に対する計画案についての説明会で、地域住民の皆さんからのご意見や要望を聞いていただけたらと思っております。河川改修計画は 5 年間で進める予定でございますが、町といたしましても、この河川改修が円滑に、今後、実施ができるように、12 月 1 日付で新たに建設課に、河川事業の推進担当職員を配置して、県との協力体制の整備を行ったところであります。

次に、佐用町地域防災計画についてであります。災害検証の委員会による検証も、学識の方を中心に行っていただく予定で進めており、今回の町において行ってきた災害対応について検証をしていただき、課題、問題点については、地域防災計画に今後、反映することはもとより、役場内部の災害時における対応マニュアルや水防計画にも反映をさせて、実際に、適切な行動ができるよう、徹底をさせていきたいというふうに考えております。

よろしくご理解をお願いいたしまして、簡単ですけれども、この場での答弁とさせていただきます。

〔大下君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、大下吉三郎君。

12 番（大下吉三郎君） はい、議長。

それでは、各項目等につきまして、この場から再質問をさせていただきたいと思っております。

この度の災害等々については、多くの議員さんの方々から質問等も過去出ておりました、今日も、既に 3 名の方が、これらについて述べております。私自身は、私なりに、また、このことにつきまして、今後いかにして、そういった災害をなくしていくのかと。また、1 人ひとりの住民が、できる限り、1 つの 1 人の 1 人の、微力でありますけれども、それらに対して減災ができないものかなと。このようなことを考え、新たに、過去、これまで 8 月 9 日に起きた災害以降、もう既に 4 カ月近くが来ようとしておるわけですが、それは、それとして、全ての、ここにいらっしゃる皆さん方の脳裏には全て、どう対応し、どう今後していくのかということが、それぞれ分かっておると、このように私も思っておりますし、あえて、そのことは、今回は、私は、省いて、省くと言うよりも、それは、そ

れなりに置いておいて、新しく、これから佐用郡が、どのような格好で、町長を筆頭に、こういった災害等について取り組んでいくのかということについて、若干伺っていきたいと。このように思っておるわけです。

それで、過去、私も、よく自慢のように、私言っておるんですけども、私も、企業に、一員として職を置いていた時に、それぞれの担当もしながら、防災等々について、私は、通信分野、通信というものについての確保という格好で一生懸命、それらについて取り組み、また、各市町の防災、また、県防、近畿防というような格好の中へ参加する中で、そのような防災についての意識というものを若干、取り組んで、一生懸命やってきていたことが、こうした中で、皆さんの前に、いろいろとお話ができる状態であります。

そうした中で、今回の、そういった大きな災害の中で、確かに本部体制というものが、非常な混乱を招いたと。それは、なぜか。それは、やはり、この本部自体が水害にあったと。まして、支所、上月等についても、そのような状況で浸水してしまった。一番、要をなすところが、異常をきたしてしまっただけに、これらが、うまく機能しなかったのかなということは、皆さん、ご存知だと思いますし、あえて、そこをつく必要はございませんけれども、いかにして、日常、そのような体制が起きり得ることが、災害であって、それをいかにして、縮小し、また対応していくのかということが、われわれの力であると思っております。そうしたことの中で、町長が、今回、陣頭指揮というものについて、若干遅れたとか、どうか、ああというような格好の中で、いろんな批判なり、当然、そういった格好の中での事実が明るく出ておることでもありますけれども、私は、それらが、日常の中に、そういったことの、事が起き得る想定の中で、日頃、職員は、机上訓練なり、また、地域自治会との中で、説明はしておるといことは、いつも言っておるわけですが、私は、上月町の時にもですね、このことを2回、一般質問の中で、当時、町長に話したわけですが、上月においても、机上訓練もしなかったし、そういった演習も訓練も何一つしなかったというのが実情であります。

その度に、話をしますと、4月の区長会議の中には、そういうこと説明しております。説明しておりますということを知っておるわけで、事実、それは、説明して当たり前のことです。ただしながら、それが、深く地域の中に浸透し、地域は、地域としての現地災害対策本部というものが作れるのかどうかと。それらの所については、区長さんの自力であり、また、それを取り巻く隣保長さんであるということの中で、そういうふうなものが、本当に指導力が行き渡っておるのかということでもあります。

そこで1つ、町長にお伺いしますけれども、今回の、そういった対策本部を設ける中で、各地域で、自治会単位なり、まあ自治会単位になるわけですが、各地域の防災現地対策本部は、できた数は何箇所あるんでしょう。それを、まずお聞きしたいと思います。

〔総務課長兼財政課長 挙手〕

議長（山田弘治君） 総務課長兼財政課長。

総務課長兼財政課長（坪内頼男君） 今回の災害の、その9日の各自治会の動きということで、各自治会長さんに、参集時間、参集者、それから参集の経緯と言うんですか、それから、取られた活動、そういうものを、お聞きしております。140、数が多い集落ですので、例だけ、ちょっとお話をさせていただいて、今のご質問に、答えになるかどうか、分かりませんが、例えば、上月地域ですと家内。家内でしたら、公民館の方に5時に自治会長が中心に3役が集まられていると。久崎につきましては、6時半。久崎老人福祉センターに役員が集まられている等々、主に、久崎地域でしたら、櫛田・円光寺・上秋里・小赤

松、主に7時から8時前後ぐらいに、役員さんが、それぞれ集落に、集会所に集まられて、各河川の状況等を見られる中で、その後、状況の変化に対応して、土嚢あるいは、準備とか、それから消防団に呼びかけられると。そういう対応をされてます。これにつきまして、特に、上月地域、それから佐用地域については、同じような状況です。個々には、参集時間、対応等は、若干違いますけれども、同じような状況で自治会では対応されてます。

〔大下君 挙手〕

議長（山田弘治君） 大下吉三郎君。

12番（大下吉三郎君） まず、そのそれぞれの被災地域においては、独自の現地対策本部というものが、それぞれ設置されたということではありますが、そのようなこと聞いておりますという言葉ですけれども、聞くのは、いつでも聞けるわけですし、実際、何時何分に、久崎の災害対策、現地対策本部ができたということが、時系列的に、ここの本部の方に上がってきたかどうか。ということですね。そこが、一番必要なわけであって、現地の本部と、町の本部との中で、そのキャッチボールができる、そういった状況を、各自、それぞれ報告しあうのが、災害対策本部であって、その時系列というのは、こういった災害の中では、一番必要になってくることである。だから、今回、そういった大きな災害の中で、町としての時系列は、きちんと整理ができておるのかどうか、まず、そこですね。そのようなことも、まあ、お聞きしたいわけですが、それは、まだ、今後、検証していかならんというようなことを聞いておりますので、そこを、私は、今は、言いたくありません。

だから、そのようなことが各災害対策本部、石井の方から久崎、家内、大酒に至るまで、それぞれの集落の中では、大変なことが起きておるということの中で、それぞれの住民は、自分達の防衛のために、そういうふうな物を作り、人命救助を一番に、被害がないかということ調査し、今、何人そこに、集まって来る、避難しておるのかと、避難場所の決定なり、何時何分に来たと。で、今、各隣保長ごとに、今、私の隣保では、何名、そういった避難しておりますよということが、その区長さんなら区長さんに伝達が行き、久崎では、今現在避難しておるのは、何十名ですというようなことが、本部に伝わってくる。まず、そういった人命確保というのが、こういった災害の中では、一番必要でありますね。そのようなことを一番に、そういう現地対策本部と被害がないかどうかと、人命はどうかというて指示を出すのが本部であるというようなこともしていくなれば、1つ1つの、そういった地域住民との、災害対策本部との連携というものを、これから密にする中で、今後、地域の区長さん方、また、地域づくり協議会の中に、そういったものを投げかけて、お互いに、指導し、また普及するということが、これからの佐用に与えられた仕事であると、私は、思っておるわけです。

でなくして、いくら、ハザードマップを作った。何を作ったと言っても、今、新田議員の方からも言われておったように、いつ、どんなもんが出たんやということであれば、本当に意味のないことであって、前回、合併当時、そのような話した中で、後で、平成18年に、あの写真の大きな航空写真が出たということも、私、知っております。私、家の中にも貼っておりました。だけど、今日は、もうなくなりました。残念ながら。また、あれば、1枚欲しいんやと思っておるような時です。そのようなことで、それぞれ住民に、いかにして、そういうふうなことを、有事のある時には、どうすべきかという、住民が、自分達で、そういう行動が取れることを、行政は、指導すべきではないでしょうか。そのあたりについて、机上訓練なり、年1回、そういうようなものを、いっぺん佐用町、

各集落集まって140何集落、また、地域、まちづくりの中で、そういった訓練ができるのか、いっぺん集まってやるとか、そういうふうなことは、する計画はあるでしょうか。そういうことは、する必要ないでしょうか。お伺いします。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵途典章君） まあ、これだけ広く、町域がなってますから、中々、本部と言いますか、ここ1箇所において、地域の状況を正確に把握するということが、難しいことは確かです。そういう意味で、地域の、その連携、その情報の共有ですね。連携していくことが、非常にまあ、これ本当に大事だと思うわけですが、今回の災害においても、地域の方から、いろんな情報を、それぞれ上月は上月、支所の方に、例えば、浸水している、土砂が来ているから、例えば、消防団の件、また、土嚢の配備の件、要請の件ですね、そういう形で、ドンドン入って来たと思うんですね。そうなってくると、地域との連携をするために、どういう体制を作っていたらいいのかというのは、確かに、今、言われるように、これから、防災計画の中でも、地域防災計画を、こう作っていく上でもですね、そこが、大切だというふうに思います。やはり、本部、行政としての役割と責任、また、地域で判断をして行動していただく、その範囲。また、個人が、また、責任を持って行動していただかなければならない範囲とか、そういうことの中で、全て、その地域、そういうような緊急の状況の中です。地域から情報を集めてと言っても、中々、その連絡は取れないというのも現実です。また、今回のような、支所、今度は、上月が非常に被害が大きくて、上月の支所と、町との、本部とのですね、その連絡についても、中々、全てのことが全部入って来る、そういう余裕がないというのが現状でした。

で、これが、もっと全域で、南光支所も、三日月も同じような状況になった時にですね、本部としても、それ以上に、十分に、この対応ができなかったらというふうにも、想定をされます。

それと、その本部、これは、これからの検証の中で、また、問題点として、いろいろと十分検討して出てくるとは思いますけども、この本部というのが、いわば、佐用の支所、地域本部ですね、佐用の支所とも一体であったということです。ですから、上月の支所へ、それぞれの久崎なり、大酒なりいろんな所から入って来る情報が、支所へ入って来るのと同じように、佐用は、佐用で、もっとその、平福とか石井とか、いわゆるそれぞれの地域から、その旧佐用町の地域との、いろんな要請、自治会の話、状況が入って来るわけです。まあ、それにも対応しなきゃいけない。そして、全体としての判断もしなきゃいけないということで、中々、本部は、別に本部として、持ってですね。地域の方は、地域、旧佐用町の地域の支所としての、旧町としての対応できる部分が、その部分としての役割を別個に持つというふうなですね、ことを、考えておかないとですね、非常にまあ、その全体を把握しながら、また地域の、即要請にこたえていくということが、中々十分できなかったという反省点。このへんは、大きな反省点ではないかなというふうに思っております。

そういう意味で、いわゆる地域の連絡体制というものをですね、今後、どうとっていくかというような、今、言われるように、非常に重要であろうというふうに思っております。

〔大下君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、大下吉三郎君。

12 番（大下吉三郎君） 町長、言われる全くそのとおりでありまして、そのために、日頃、どこで、どう、何が起きようとも、まして、佐用町合併後ですね、大きな、その地域になっておるわけです。先ほど、言うように、各旧町にすれば、4 箇所、それぞれ地形、広範な地形の中で、どういう災害が起こるか、起こり得るか分からない。その中で、今回、三日月等については、あまり被害がでていないということは、雨が、あまり降らなかったということの方でありまして、じゃあ、南光もどうだったかと。南光は、上部の方が多く降ったがために、そういう被害が若干出たと。

で、また、この佐用町については、石井から佐用川全域がなつたと。それを想定して、日常に、どういう対応をしていくのかと。その災害については、地震もあるだろうし、山崩れもあるだろうし、今回のような水害もあるだろうし、火災もあるだろうし、いろんなそういう風水害等々、何が起こるか分からないのが災害と。それに対応していこうというわれわれですから、本当に何が起こるか分からない中で、模索して、こういった場合は、こう。このような被害が起きた時は、こう対応するんだということを、常に行政としても、われわれとしても、一生懸命考えておかないと、何か起きたで、おい。ほい。というような格好の中では、本当に動けない実態であります。

まあ、この1つの、私も、これ、泥んこまみれの中から引き出した佐用町の防災なんで、どないしても、洗っても、これどないもならんような、一生懸命洗ってね、もう1枚1枚めくって、乾かして作った防災 445 ページの物を、今日持って来ておるんですけれども、臭い嗅いだら、まだ泥臭い臭いで、ほんまに、まだ、こうしても、白く出てくるわけ。これだけの物ができておるわけです。

で、今、課長、町長もですね、各支所の支所長云々ということであります。私も、確かに、これだけな広範囲の中では、各支所長が、責任を持って、町長代わりをするんだと。権限を与えてやっていくんだということが、必要かと思っておりますし、当然すべきだと。で、地域の実情に応じて、各支所長が指示をし、また、消防団との連携を取り、自治会長の元には、消防団が、下部組織として入り、その中で、各それぞれの団長、支団長の中で、そういったものを対応していくというのがルールであります。そのようなことが、本当に、今回なされていたのかどうか。われわれも、私自身も久崎の中で、6時から、ずっと走り回っておりました。

で、まず一番に、われわれ考えたのはやっぱり、千種川本流は、どれだけ出るかということでありました。従って、あちらの方を見い、こちらも見い、佐用川も見い、アメダスも見い、パソコンでもたたいて見ます。全て対応はしてみました。その段階では、私は、まだまだ大丈夫だなという判断の中で、7時過ぎまで、ごそごそ、あっち見い、こっち見い、それから、災対本部を、はよせな、作らなあかんぞという格好で、区長とも話し、そういった中で、先ほど言いましたように、久崎の方についても、時間は、分からんけど、7時から8時の間に出来上がったと。対策本部を作ったということで、支所の方に届けたということでありました。

まあ、そうこうしている内にですね、私も身を感じた中で、自分の車というものが一番に来ましたから、移転をして帰る段階では、もう既に、えらい水やなということになったわけです。それで、災対本部へ走って行って、いろいろと久崎の場合は、地区センターじゃない、老人福祉センターという所でやっていったわけなんですけれども、また、8時頃に急な水が、いっぺんに出てきだしたということで、逃げるに逃げられなくなる。で、6人ほどの方が、そこに避難しておりましたし、まあ、その方は、とにかく上へ上がれということで、2階の方で置いて、われわれ下に消防団長、それから私、区長と、3人が陣取り。それから、他の消防団員には、せっかく新しい無線買うたんやから、ちゃんと行って情報

見て来いというような格好で指示しました。で、行ったきり、それも連絡もなければ、帰ってこなかったと。それは、なぜかと言うと、急に、水がいったんに、そこで出て来たというようなところで、本当に、無線もできませんでしたし、それから、それ以前に、区長の方から、集落へ放送せいということも、この放送機能は、もう駄目だということもあり、で、何で、ほんなら町の方からせんやということも怒鳴りました。ほな、町の方は、あんまりせんといてくれというようなことが帰って来ました。そういうふうな、いろんな経過の中で、私も取り残されて、3人が、福祉センターの畳の上に、2時間近く浮いたまま、1メートル60、後で測りましたら、1メートル60の上に、畳の上に3枚集めて、その上に乗っておりました。そういうようなことで、本当に、自分自身も機能できなかったという状況の中で、今回、こういったものについては、本当に、住民との、教育、また、住民から行政に対する連絡、そういったものが、いかにしてスムーズにお互いにキャッチボールが、状況について話ができるのかと。また、指示を受けられるのかということが、今回は、麻痺しておりました。できておりません。

久崎等についてはですね、本当に大きな水の中で、私の船を使って、女の子が電柱にあがりついておるといふ情報が入り、消防署の方へも連絡を、私の方から連絡を入れました。もうそれどころじゃないんやと。行ける道もないし、佐用町も、こんなんやというようなことの中で、分かったと。かと言って、われわれも、そこへ行こうとしても行けません。あまりにも流れる中で。若干、水が引いた中で、消防団に、10名ほどで、その船を持って、下の方まで行って、やっと助けて帰ったというのが実情だと。

まあ、そのようなことが、今回の中では、いろいろとたくさんあります。それは、それとして、本当に、行政として、これから、どのように住民に知らせて行くのか。ただ、区長さんに言いました、言いました。連絡しましたでは、いかないと思います。

行政は、行政として、月1回は、本当に机上訓練をし、こういうことを想定して、やはり、そうした場合は、どういう対応するのか。まして、それらについては、今度、地域の住民に、どう知らせるのかと。また、各自治会長の方には、こうなったわけは、こうだという指導もしないといけないと思います。

確かに、各地域においては、それぞれの組織体制は、おそらく、どの集落も作っておると思います。久崎もあります。あるけれども、じゃあ、それが、そのようにして、どう動き、その分野はどうするんだということは、全く機能しておりませんし、ただ、年に1回の、そういった組織表が出来上がるだけということでもあります。全く機能ができない実態であります。

だから、私としては、常に、区長の方にも、とにかくしょうやないか。しょうやないか。しょうやないかと。久崎の場合は、とにかく水しかないんやと。だから、その水に対する訓練をしようと、再三再四呼びかけておりますけれど、未だかつて、しておりません。はっきり申し上げて。私が陣頭指揮でやるから、区長それで許してくれと。皆、招集してくれと言っても、はっきり、自分とこの恥を今、言っておるわけですけれども、できておらないのが実態であります。

まあ、小集落については、幕山の方では、バケツリレーが年に1回ですか、2回ほどやったという町の広報の中で見ましたけれども、他の地域については、どのようにして、どのようなことをされておるのか、私は、分かりません。

だから、従って、そのようなことを、町として、本当に、区長を通じて、また、その各種団体を通じて、そのような指導を是非ともして欲しい。その、想定は、いかなる想定でも結構です。そのような訓練をすることが、一朝有事の時には、必ずプラスになります。何かは、プラスになります。全くやらないと、住民は、ただ焦るだけ。私も、はっきり言って、避難所も、ずっと巡回する中で、避難所の方についても、情報、今、水位がここま

で来ております。今、こうこう、こういうことで、今、ここ堤防切れております。何百メートル、どれくらい切れてますか言うたら、50メートル、100メートル近くは切れておるだろうなというようなことでの情報を流します。

それと、避難場所への、私の方は、久崎小学校でありますけれども、今回、体育館の改修をしていただいて、そういった所には、ちゃんと設備という、2階も、そういうミーティングルーム等もできました。そして、一朝有事の時には、そこへも仮設電話を引けるようにしておりますということです。ただしながら、電話は付いておりません。だから、この辺についてもですね、避難場所には、電話1本ぐらいは、まあ学校のやつを、そこへ移動して1台設置するとかというような形で、今後、やって欲しいなと思っておりますし、行政の方も、今回の場合も無線は持って来ておりませんでしたね。自分の携帯電話での連絡を1時間おきにするんだという格好で、ずっとしておりました。夜中の2時、3時頃に行っても、毛布に包まって3人の方が、そこにおったわけですが、本当に、気の毒でした。もう、お前ら寝え、寝え、大丈夫やというようなことで、話しておりましたけれども、だから、そういうような所へは、無線なり携帯無線というものを1台持たせていくということにしないといけないと思います。それらについても、じゃあ、通信担当は、こうするんやと。いや、炊き出し班が、こうするんだと。何班は、どうするんだという、それぞれの各ポジションでもって、そういったものを、やっぱり作成する。そのことが、この中にもたくさん書いております。何回ともなく、僕も、これを見ておるんですけども、いっこうに、この中の物が、プラスになった物がないと思っております。今回については、

これまでも、これだけの物があるんやから、このことは、やっぱり皆に周知しよう。職員同士でも、月に1ぺんなり、半年に1ぺんなり、行政職員として、いっぺんやってみよう。1時間でもやって、非常招集かけてやろうという意気込みを持ってもらえんでしょうか。町長、そのへん、いかがでしょう。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、そういうことです、これまでできていなかったことが、非常に問題であり、それが油断であったというふうに思って反省をしているところです。今後、更に、そういう防災計画のですね、当然、いろんな問題点についての見直しも図らなきゃいけませんけれども、当然、見直しを図った防災計画においても、実際に、適切に行動できなければ、今、言われるように、何もならないということでもあります。

今後、そういう対応マニュアルを整備しながらですね、当然、役場内部におきましても、災害時において、実際に、適切に行動が取れるように、それを徹底する。そのための、また、訓練や学習、こういうことも、きちっとやっていかなきゃいけないというふうに思っております。

〔大下君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、大下吉三郎君。

12番（大下吉三郎君） 是非とも、今、町長言われたようなことをですね、守っていただきたいし、やはり、その災害というのは、本当に、何が起こるか分からないのが、災害であって、われわれ人間の微力な力というのは、大自然には、敵いません。そういった中に、

この1つの基本的な中にでもですね、住民参加による地域防災力。減災力の向上という中にもですね、平時から、自らの命、自らのまちを、自ら守るということをしてですね、ここに謳っております。防災の原点に立ったまちづくりを進めるために、このような次のようなことを定めていくんだという格好で、ここにもちゃんと謳っておるわけです。本当に、貴重な、ただ、この言葉に、全てが凝縮されると思っております。この中の、いろいろな、それぞれの取り組み等についてはですね、それは、中心になっている者のみが、分かればいいわけであって、一般町民は、こういうことまで分からなくても、とにかく災害対策本部と区長との連携の中に、住民は動いていくと。区長の指示をもって動いていくということさえ、教えておれば、いいんじゃないか。私は、このように思っております。そういった中に、自分の命は自分で守っていかならんという1つの使命が自分自身であります。このようなことを、これから、守っていくためには、やはり行政は行政として、われわれ議会は議会として、それぞれ地域は地域として、それぞれの役職、担務によって、それぞれの責任があるわけですから、1つ1つ、誰がどうの、誰がこうの、こんなことしてなかったらこうのというような、ただ誹謗、批判ばかりしていても、これからの、全ての災害については、対応できないと、このように私は、考えております。

ましてや、今、婦人消防というような格好の中にも、なくなっております。われわれ、久崎の方については、そういったものが、全くありません。ただ、消防団と自治会組織というのが、今、中心であります。

まあ、51年の時については、久崎が、まだまだ一生懸命、朝の6時、7時までやっておるのにもかかわらず、上月の、町長以下、12時で打ち切って帰っておったという実情が、51年の時にあります。私は、怒鳴り込みました。今から、直ぐ呼び出せということで、言いましたけれども、本部が解散して、とおに帰ってしまっておると。まだ久崎では、一生懸命、ああやこうやと、大変な実情の中でやっておりました。そのようなことも、これは、今となっては、関係ありませんけれども、そういうようなこともあったわけです。もってのほかです。まあ、そのようなことのないように、この度は、この度のいろんな、それぞれの実情があります。本当に、災害対策本部自体が、そういった水害にみまわれたというような異常な例です。

まあ、これらについて、先だって、この災害について、静岡大学の牛山教授、の方と2時間半ばかり、私の家の泥んこの中で、椅子を置いて、この災害に、佐用郡の水害に対して、いろいろ話聞かせてくれということでしたから、教授と、その家族の方とですね、私の方に来たわけで、話させてもらいました。いつでも、私は、佐用町のためには、行って話もさせてもらいますと。この牛山教授っていうのは、とにかく水害担当ですね、水害担当です。専門分野がですね、災害情報学、自然災害科学。特に、その災害科学の中では、豪雨災害について専門に担当し、また研究をしている教授であります。たまたま、この方が、佐用の方と縁組みをしておりまして、その警察の前の、何いうと。あそこの方を奥さんに貰っております。その方から、その家の方も、9時頃に、静岡から電話があって、まあ、こうこう、こうして雨が降っておるん違うんかと言うて、外見ましたところが、家の前の方は、もう全て海になっておったという実情であります。

そのようなことで、何ぼ離れていても、そういった担当の方っていうのは、もう全国、毎日毎日が注意を、テレビ等々で、情報をキャッチしておるといふうなことであります。そのような状況から、佐用の方には、いつでも飛んで行って、この私の研究分野は、どこでも話させてもらいます。だから、まあ是非とも、また、そういうことは、研究なり学習されるようであれば、いつでも飛んで行かせていただきますので、ドンドン活用してくださいと。私の知ってる限りでは、もう全てお話させてもらいます。特に、今回は、佐用郡、全国的にも異常な状況でしたねというコメントの中で、協議、この前も、このこ

とをちょっと、一般質問したいんやけど、先生、らくですか言うたら、うん、ドンドン言うてくださいよというようなことも、電話でお話させていただいて、今日、その教授の披露をさせていただいております。

町長、いろいろ長い話、ダラダラしましたけれども、とにかく行政としてすべきもの。このことについては、是非ともですね、机上訓練、それから、町内だけでもいい。各1集落、どこか、地域どこか指定してですね、そのような方と一緒に、住民との訓練というものを年に1回は、必ずどこかでやっていくということをお約束していただきたいんですが、どうですか。

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） いろいろとご指摘をいただきました。ご教授いただきまして、今後、そういう対策、総合的な対策を見直していく中でですね、それを適切に、今度行動していくためにも、そういう、職員としての体制づくり、そういう面でね、是非、取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

12番（大下吉三郎君） どうもありがとうございました。今後とも、よろしくお願い申し上げます、私の一般質問を終わります。

議長（山田弘治君） 大下吉三郎君の発言は、終わりました。
暫時休憩をいたします。この時計で3時15分再開をお願いしたいと思います。

午後02時55分 休憩

午後03時15分 再開

議長（山田弘治君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。
20番、吉井秀美君の発言を許可いたします。

〔20番 吉井秀美君 登壇〕

20番（吉井秀美君） 20番、日本共産党の吉井秀美でございます。私は、通告に基づいて、これより3点の質問をします。

まず1点目は、去る8月9日の台風9号被災者に対する生活支援策の延長と拡大についてです。

現在、被災者に対して税の減免等がなされていますが、これの延長を求めるものです。国保税の減免並びに医療費の一部負担金の減免の延長。後期高齢者医療保険料の減免並びに、医療費の一部負担金減免の延長。介護保険料並びにサービス利用料減免の延長。水道使用料金減免の延長。保育料減免の延長。災害ごみの処理手数料無料化の延長を求めます。これら減免措置について、当局の見解を伺います。

次に、被災家屋等について、被害調査の結果が出ているところですが、この判定について納得がいかないという苦情が多く私どもに寄せられています。判定に不服があり再調査を依頼した時に、再々調査はありませんと言われた。弁護士と一緒に来るようにと言われた。このような事を聞いております。あまりにも被災者に対して、挑戦的な言動ではありませんか。再々調査をしないという理由は何なのか、説明をお願いします。

次に、(3)は、町営新町墓地への参道の荒廃を修繕して欲しいという要求です。以前か

ら要求のあった所ですが、この台風で、更に参道が荒れてしまっています。改修するべきだと考えますが、いかがでしょうか。

大きい2点目に、防災無線放送の改善のために質問をします。

神戸新聞に、屋外スピーカーでの勧告に気づくのは、1割程度という報道があり、あまりの低さに驚いたような次第です。放送されているのに、気がついたとしても、よほど注意をして聞かないと内容が聞き取れないとか、あの8月9日の避難勧告について、家の中の受信機は水没。外からの放送は、いろいろな物に反響して、何を言っているのか聞き取れなかったとの意見を多く聞いています。屋外スピーカーを効果的にするために、どの場所に設置したら良いのか。数は、どれくらい必要なのか、調べて、整備していかなければならないと思います。この問題について、この間、どのように検証されているか、お尋ねします。

また、放送時間に在宅していないため、放送を聞き逃していることも多いようです。旧上月町や旧三日月町では、録音機能が付いている受信機を使っています。以前、佐用地区での故障のための交換の時に、録音できるものを要求しましたが、値段のことから、今後の交換については、録音できない物になると担当課は、回答していますが、いかがでしょうか。

次に、8月9日の放送について、9月議会で、午後8時前に、通常の放送が流され、それを聞いた人は、問題はないと思ってしまったこと。9時20分の避難勧告が流された時には、既に、外に出ては危険な状態になっていた点などについて、どのような検証が行われていますか。お尋ねします。

大きい3点目に、平福地区の建築物改修について、私ども町議団は、平福地区の歴史的環境を修復するために、特別の支援を県並びに総務大臣にも要求してきました。このほど県は、新たに補助制度をつくりましたが、景観修復のためには、多くの費用と時間がかかります。高齢者もいることから、経済的にも精神的にも、負担が大きいと予想されます。十分な話し合いで理解を得なければ、観光資源としての平福の再生は、難しいのではないかと思います。どのように取り組んでいくのかお尋ねし、この場での質問を終わります。

議長（山田弘治君） 町長の答弁を求めます。庵造典章君。

〔町長 庵造典章君 登壇〕

町長（庵造典章君） それでは、吉井議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、国保税、医療費の一部負担金減免の延長についてのご質問でございますが、国民健康保険税の減免は、町民税や固定資産税等の減免規定に準じ、平成22年3月までの、単年度での減免を適用する考えであります。国民健康保険の一部負担金減免の延長につきましては、減額認定証の有効期限は、申請月の初日から起算し、3ヵ月を限度とし、被災の状況や支払い能力等に応じ、やむを得ない場合は、最長6ヵ月までの期間とすることが定められております。

次に、後期高齢者医療保険料の減免と一部負担金減免の延長についてであります。後期高齢者医療に関しては、町が独自で減免規定を定めるのではなくて、兵庫県の広域連合において減免規定が定められておりますので、今回もその規定に基づき対応をさせていただいております。後期高齢者の保険料については、対象者が床上浸水以上で、減免期間においても災害の発生した8月分から来年7月までの1年間、全額又は半額の減免ができることとなっております。また、医療費一部負担金の減免については、原則、災害後3ヵ月間、最長6ヵ月間、一部負担金の支払いが困難な状況にある場合と限定されております。

で、実際には、対象者が限定をされております。これらの延長期間については、町が全て独自に決定できませんのでご理解をいただきたいと思っております。

次に、介護保険料・サービス利用料減免の延長についてお答えをさせていただきます。平成 21 年 9 月議会に上程し、可決いただきました佐用町介護保険条例並びに介護保険料徴収猶予及び減免規定のとおり、8 月以降は全壊世帯 10 割減免、大規模半壊と半壊世帯は 9 割減免を適用し、

〔「5 割減免」と呼ぶ者あり〕

町長（庵逄典章君） 5 割減免を適用し、期間は平成 22 年 3 月までの取扱いとしております。また、介護保険料の減免対象者には、サービス利用料を免除しておりますが、どちらも期間の延長は考えておりません。

次に、水道使用料減免延長についてお答えをさせていただきます。この度の災害で断水及び飲料不適でご迷惑をおかけした使用者を対象に、8 月分の基本料金を免除させていただき、床上浸水以上の被害を受けられた使用者には 8 月、9 月の超過料金を免除したところであります。その状況は、基本料金の免除 5,231 件 1,990 万余り、超過料金の免除 2,184 件 523 万円余りとなり、合計で 1,622 万余りで、これ以上の減免は財政的にも非常に負担が大きく、この負担は町民全体で負うことになり、受益者負担の原則から、これ以上安易に減免を行うことは、できないというふうに考えております。

続いて、保育料の減免についてであります。今回、被害を受け減免の対象となっております園児数、49 名、40 世帯となっております。減免の内容につきましては、床上浸水が 30 パーセント、3 ヶ月間。半壊及び大規模半壊が 50 パーセント、6 ヶ月間。全壊の場合は全額免除を 6 ヶ月間することといたしております。この基準は、過去に災害を受けられた他市町の前例を参考にさせていただき、また、町全体の使用料などの減免基準と整合性を図る中で決定させていただいたものでありまして、ご理解いただきたいと思っております。

次に、災害ごみの処理手数料無料化の延長についてでございますが、災害発生後、搬入されたごみにつきましては、佐用町廃棄物の処理及び清掃に関する条例、第 19 条第 2 項で、町長は災害その他特別の理由があると認められた時は、手数料を減免又は免除することができるとなっております。緊急時の対応として手数料を免除して受け入れをしてまいりました。災害後 4 ヶ月が経過をして、家財等の災害ごみの搬入車両は少なくなっており、先般、広報・防災無線でお知らせをいたしましたとおり、11 月 30 日で受け入れを終了させていただきました。特別に何らかの事情で 12 月以降の搬入を希望される方につきましては、建物解体処理免除申請同様に、一般廃棄物処理手数料免除申請を事前に提出していただければ、2 月 26 日まで免除で受け入れすることといたしております。

次に、被災家屋の判定について、再々調査をしない理由を明らかにされたいというご質問でございますが、被災家屋の再調査につきましては、家の方の立ち合いで、当時の家屋被害の状況を聞きながら再調査を行ってきております。調査の仕方についても、各項目を説明しながら調査をし、調査結果についても、その場できっちり説明を行ってきているというふうに認識しております。そのように、一定の基準に基づく判定でありますので、再々調査については、妥当性が少ないと思っておりますけれども、個々の特殊な問題があれば、よくお聞きをし、また、十分に理解をいただくよう説明をさせていただかなければならないと思っております。今、ご質問でお話のように、直ぐに、弁護士と一緒に来てくださいというようなことを言っているとは思いませんけれども、その点につきましては、各、それぞれ担当課に対してですね、調査をさせていただきます。

次に、町営新町墓地に通ずる参道が荒廃しているため修理をすること、についてでございますが、この町営墓地は、旧佐用町において、昭和45年に61区画を整備、低価格で幹旋し、ご利用いただいております。今回の災害により、参道の一部が流出しておりますが、これにつきましては、埋め戻し等による修繕を行いたく考えております。

次に、防災無線を有効にするためということで、屋外スピーカーの設置場所など、検証したかということでございますが、防災行政無線の屋外スピーカーは集落単位、校区単位などで、その設置数や密度は旧町のシステムにより異なっております。また、防災行政無線のシステムの中での、屋外スピーカーは、戸別受信機の補完的な役割を担っているというふうに考えておりますが、屋外スピーカーにつきましては、それぞれ様々な条件によって聞き取りにくいという場合が、多いというふうに思っております。その検証も、当然、また検討が必要であるというふうに考えておりますが、まだ、そういう具体的な検証なり検討は行っておりません。

次に、家庭の戸別受信機を録音機能がついたものに改善しないかということでありますが、戸別受信機は、旧町の物をそのまま利用しております。録音機能のあるものと、ないものがあります。故障等により交換の必要なものから順次、録音機能のある新しいものに更新をいたしております。

次に、8月9日の放送についての問題点になったことということでありますが、現在、復興計画策定のため、地域づくり協議会との意見交換も行っているところで、その中で、地域では、自治会の役員の方が、災害時に集落内の見回りなどで家の中にいないことが多いので、防災無線で放送があっても聞くことができない。また、気象情報や水位情報などについて、どのように連絡して行くか。その方法等を検討しなければならないということも、意見もいただいております。今後、検証を進める中で、住民の方への災害情報の提供のあり方について、当然、検討してまいりたいと考えております。いろいろと、この防災無線の現在の放送だけでは、対応できないということも、今回の災害の中で、明らかになってきていると思っております。

次に、平福歴史的環境保存地区の建築物改修についてお答えをさせていただきます。平福地区の歴史的な環境を保存することを目的に、この度の台風9号により被災した建物等の修復・修景に係る費用について所有者の負担の軽減を図るため、兵庫県において特例的に、歴史的景観形成建築物復旧支援事業を創設をしていただきました。県の補助対象となる区域や建物は、佐用町歴史的環境保存条例に定める平福地域の歴史的環境区域内の北新町、上町、中町、下町、南新町の5集落で、被災した建物等のうち、景観の形成に資するとみとめられる建物、また、塀などがあります。具体的には、建物の外観や塀などを和瓦・土塀・板張り・木製建具等の仕様で修復・修景する工事が対象となります。平福地域の歴史的環境区域内で補助基準に該当する建築物は、工事費の限度額を1,000万円として、県が2分の1を補助することとなっております。

最重要保存建築物として考えております。3棟につきましては、工事費の限度額を2,000万円とし、県が2分の1、町は3分の1を補助をすることといたします。更に、特殊な工法や石垣、擁壁など多くの費用を要することと認められる場合は、工事費の限度額を1,000万円上乗せすることといたしております。

また、佐用川に面する川座敷及び土蔵は、多くの観光客に訪れていただいております佐用町を代表する観光スポットのひとつでもあり、歴史的価値の高い建造物であります。町としても所有者の方々のご理解を得て、早期の修復と建物の保存を図っていただきたく、5分の2を補助したいというふうに考えております。なお、補助基準につきましては、県の基準に準ずることといたしております。あわせて兵庫県では、修景の方法などについての指導・助言などを無料で受けられる景観形成支援事業景観アドバイザー派遣も実施して

おり、数名の方が利用されている状況でございます。

平福の町並みや特に最重要保存建築物は、そこで生活されている方々や所有者のご理解のもと、行政としても将来にわたって引き継いでいかななくてはならない佐用町にとって大切な財産であるというふうに思います。そのような観点から、兵庫県と町が連携協力し、地元の皆様のご理解を得て、昨年1月から県の景観の形成等に関する条例の地区指定に向けた取り組みを地元の皆さんと共に進めている状況にあります。具体的には、自治会長の皆様に対する説明会やコンサルによる現地調査結果を受けて、地元での協議が重ねられ、現在、景観形成策定委員会の設立に至っております。

今後、台風9号の特例措置が終了しましても、地元の皆さんが県の景観の形成等に関する条例の指定を受けることで合意されれば、町歴史的環境保存条例に定める歴史的環境区域内で、外観に係る修景工事について県から3分の1の補助が受けられることとなります。また、町におきましても、引き続き歴史的環境保存条例に基づき、補助を行うことで平福の町並みや、特に最重要保存建築物の保存に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

この場での答弁とさせていただきますが、1項目目の水道使用料の減免で、基本料金の減免を5,231件1,099万円を1,990万と誤って表現したようで、答弁したようであります。1,099万円余りということが正しいので、そのように訂正させていただきます。

〔吉井君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） 再質問をいたします。

第1番目の質問ですけれど、この国保税、後期高齢者医療保険料については、広域連合で規定があるということで、で、国保税、他についてですね、町が減免期間、それから割合を決定しているわけだと思うので、この点についてですね、その規定の根拠、その期間、それから、減免割合の根拠について、お願いします。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 介護保険等なんかの徴収条例、そういうことにつきましては、議会にも提案させていただいておりますけれども、そういう他の、いろんな税でありますとか、使用料、そういうものをですね、減免して、少しでも被災された方への経済的な負担軽減を図っていきたい。ただ、いくらでもして援助したいという気持ちはありますけれども、やはり、町としても財政的な状況を勘案しながらですね、反応をしていかなきゃいけないということで、この今回の減免においても、相当な減収に、当然、町もなっております。そういう中で、それぞれの期間、また割合、そういうものを、この災害対策本部の中でも、いろいろと協議を一緒にしてですね、庁内での協議をして、まあこの妥当な期間、また、割合というふうに判断をしながら決めたということでありまして。

〔吉井君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） 先ほど、水道料についての減免の額をお答えいただいているんですけど、それぞれについてですね、どの程度の減収額になるのか、お願いをします。

〔住民課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） まず最初に国保税の減免の関係なんですけれども、減免世帯数、現在で 227 世帯。減免額で 1,517 万 4,000 円余りとなっております。

〔健康課長 挙手〕

議長（山田弘治君） 健康課長。

健康課長（新庄 孝君） 介護保険料の減免状況なんですけれども、現在、421 世帯で、減免額は、676 万 7,000 円となっております。

なお、サービス利用につきましては、135 人の利用者がありますけれども、ちょっと利用額については、未だ決定しておりません。まだ、分かっておりません。

〔福祉課長 挙手〕

議長（山田弘治君） 福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 後期高齢者医療の保険料なんですけど、現在、未だ手続きをされている、います方がいらっしゃるの、もう少し増えますが、今のところ 291 名が手続きをされてですね、その影響額は 579 万 5,000 円余りとなっております。

それから、保育料につきましては、先ほど、町長の答弁の中で、件数を申し上げましたが、49 人対象園児がおりまして、その影響額は、255 万余りであります。

〔水道課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、水道課長。

水道課長（野村久雄君） 水道料金の減免につきまして、それぞれの減免額でございますけれども、簡易水道では、基本料金が 3,331 件で 697 万 5,000 円余りとなっております。それから、簡易水道の超過料金分につきましては、1,122 件で 245 万 7,000 円余りとなっております。これは、10 月と 11 月に減免しております、8 月と 9 月分の実の超過料金です。

それから、上水道におきましては、基本料金の減が、1,900 件で 401 万 5,000 円余りです。それから、上水の超過につきましては、1,062 件で 272 万 4,000 円余りとなっております。

以上です。

〔吉井君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） 被災から4ヵ月が経過しようとしているんですけど、まだまだ、元の生活に戻れていないと、私は、見ております。町長は、どのように見られていますか。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 吉井議員が、そのように見られているとおりだと、私も思っております。まだ、本当の、これからが、再建に向けてですね、皆さんが、まだまだ、取り組んでいただいている途上でありまして、まだ、相当時間もかかると思います。

〔吉井君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） そういう状況の中で、被災者の中に、いろいろと私もお話を聞くんですけど、やっぱり、その体調不良とかですね、疲れが出て来たり、そういうことで、血圧が高くなったりとか、いろんなことを聞いております。で、そういう中で、国保等に関して、町の条例で規定すれば、軽減していくことができる分については、もう少し延長する。そういうようなことも必要でないかというように考えます。人によって、いろいろはあると思うんですけど、前回、5年前に、同じように被災された方がですね、やっぱり生活も、そして気持ちとしても体調も、そういったものが落ち着いてくるのにかかる時間ってというのは、やっぱり1年というのがね、それより早くは、中々難しいというような経験談も聞いております。そういう点で、こういった、町が条例で決めれば対処できるものについて、もう一度検討をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） 町長。

町長（庵逄典章君） 先ほども申しましたように、私も、できる限りのですね、支援はしなきゃいけないという気持ちは十分持っておりますけれども、まだ、これ最長6ヵ月間の減免をしていくということで、できるだけ町としてもね、その最長、そういう努力はしているつもりであります。まあ、個々の被災者のそれぞれの状況は、かなり違う方も、違うと思うんでね、そういう特別な状況にある方等につきましては、もしあれば、当然また、この減免だけの問題じゃなくてですね、総合的に、支援をしていくということ。別の面からも考えていくということも必要かというふうに思います。今のところは、途中であります。減免の、この規定を、一応定めてですね、皆さんに周知をしているところでありますのでね、この形で、期間としては、当面考えていきたいというふうに思います。

〔吉井君 挙手〕

議長（山田弘治君） 吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） 先日、12 月 3 日に神戸新聞に、佐用町が、2 日、仮設住宅で暮らす世帯を対象にしたアンケートの結果をまとめたということで、仮設入居者対象にアンケートを取っているんですが、その中で、やっぱり 2 割に健康不安というのがあります。

そこをお願いしたいんですけど、仮設でなくて、自宅なり、また他で暮らしている被災者の方についてですね、このようなアンケート、ここは住宅の今後の見通しについて、アンケート取られたようなんですけど、生活に関するアンケートですね、考えておられるかどうか。

〔健康課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、健康課長。

健康課長（新庄 孝君） 先ほど、仮設住宅の関係で、2 割の方が、健康にね、不安があるという中だったんですけども、健康課の方で、心のケアの関係で、仮設住宅も訪問させていただいておるんですけども、当初、8 月の 12 日から 4 日間は、ローラー作戦で訪問なり健康調査させていただきました。それで、今回、当初、兵庫県なり、それから各兵庫県内の市町の保健師さんに応援いただきましたんですけども、再度、そういうことを調査しようということで、今回は、ちょっとローラー作戦できませんので、12 月議会に、アンケート調査と、健康、ちょっと内容は、まだ十分まだ煮詰めてないんですけども、約 1,100 件分ぐらいの郵券料を計上させていただきまして、そういう現在の状況、床上浸水以上の方に対して、そういう調査を実施しようというふうに考えております。返信については、県の方にも予算をいただいておりますので、内容については、そういう、県の心のケアも含めて、十分検討していきたいと考えております。

〔吉井君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） 災害ごみの関係ですけど、こちらの方も、まだ中々片付いてないという状況で、実際、早く取りかかられる人について、今まあ、クリーンセンターの方に持って行く量が減っているような状況もあると思うんですが、町内に 2 つ家があったりとか、親が独り暮らしで、自分達は、商売していたりしてね、早く自分達が住んでいる所を片付けて、やっとこれから、親の所のね、片付けに、手伝いに行ってもやれるかなというような状況の方もいらっしゃるし、そこで 11 月 30 日で打ち切りっていうのは、ちょっと困るんだというようなことも複数聞いております。

で、先ほど、町長のご答弁の中で、特別な事情があれば、良いということなんですけれど、それも、それでは、クリーンセンターの方に、これは災害ごみですということで、持込みが認められるというように受け取ってよろしいのでしょうか。

〔クリーンセンター所長 挙手〕

議長（山田弘治君） クリーンセンター所長。

クリーンセンター所長（谷口行雄君） 町長の答弁にありましたように、解体の処理の免除申

請につきましては、11月30日をもって切ったということで、それまでに申請が56件ほどいただいております。

それから、解体ごみ以外の一般廃棄物につきましても、今、言われましたように、解体しないんだけど、家の片付けが遅れているという方につきましては、同様に一般廃棄物の免除申請書、これをクリーンセンター及び復興室等に出していますので、ただ単なる、持ってきて、水害ごみやということで、免除してくれいじゃなしに、事前に、やっぱり問い合わせてもらって、そういう申請書いただいて、私とこの方では、一応、12月以降も水害ごみが来た場合には、そういう免除申請に基づいて免除していきたいと思っております。

〔吉井君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） まあ、手続きは、できるだけ簡素な方が助かるんですが、そういう取り扱いをするということ、よく町民の方に分かるように、また広報なり、チラシなりで通知をしていただきたいと思っております。ほとんどの方が、もう11月30日で打ち切られて、もう後は、有料でね、持って行かないといけないというようなことを、そういうふうを受け取っておられるような状況なんですね。今、そのこのとこ、よろしく願います。

〔クリーンセンター所長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、クリーンセンター所長。

クリーンセンター所長（谷口行雄君） 水害ごみにつきましては、一般的なごみにつきましては、私とこの処理場で処分できますけれども、例えば、テレビとか冷蔵庫を、今から2月頃持って行くんや言われても、これは、もうだいたい、そういう廃家電等につきましては、私とこでは、直接処理ができないものですから、ある程度業者に言って、まとまった量を頼んで、今、出していますけれども、こういうふうなのにつきましては、本当にこう、もうこの12月いっぱいとかで、きちっと1つの決まりをつけたい面もあります。

それから、解体ごみにつきましても、家屋につきましても、大型の破壊機、破碎機が、今は、まだあるんですけれども、これがなくなりますと、また次のことも考えなあかんとということで、一定の、やっぱり期間は、ある程度切らせてもらって、ガラガラといつまでもいうことになしに、そういうことで、2月26日までを、一応目途いうことで、やらしてもらっておりますので、一定、だから、一般のごみと水害ごみと、やっぱり区別するために、若干の、その手続きの方は、お願いしたいと思っております。

〔吉井君 挙手〕

議長（山田弘治君） 吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） 次に、(2)の被災家屋の判定についてなんですけれど、これについて、ご答弁の中で、その家の人や立ち会って、そしてその場で説明もして、そしてその場で結果も言っているということで、その個々の問題があれば、それについて説明をするということなんですけれど、そういう丁寧な説明が、実際現場で行われて、全ての調査の段階で行われているんだらうかなということが、考えられるようなことが、ちょこちょこあ

るんですね。

それで、井戸知事さんは、納得されるまで、人を変えてもね、調査はしてもらって結構ですというようなことを新聞に出されておりましたし、で、私も県の方に行きました時に、それは、知事の言われるとおり、県の方の姿勢はそういうことです。という返事をもらいました。

ところが、町では、窓口では、再々調査はありませんというのを、私の確認に対しても、そういう答えをされたので、そここのところが、今のご答弁では、まだ納得のできないところがあります。ですから、丁寧に説明していると言われるんですけども、それが、行き届いていないという実態がある以上、再々調査も、更に、その上の調査も認めていただきたいと思いますが、いかがですか。

〔住民課長 挙手〕

議長（山田弘治君） 住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 再調査につきましては、事前に、電話の方でお宅の方に電話をかけさせていただいて、ご在宅の時間等をお聞きして、その場で調査の方を行っております。その現場で、点数の付け方とか、各項目、床とか壁とか、それから外壁とか、そういう項目に基づいて、それぞれの点数の付け方等も、担当の方がお話しして、説明をしているように聞いております。

〔吉井君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） 私が聞いている中では、そういうふうに聞いていないんですね。調査結果にしても、それを、自分の所の物だから、見せて欲しいと言っても、それを公表ですか、公開ですか、されないということがありますから、課長が、丁寧な説明をしているというふうに受け取られていても、実際、そういう、そうでないことも、ケースとしてはあるということが考えられます。ですから、窓口でね、もう再々調査はありませんよというような対応でなくて、このへんが疑問なんだというような人についてはですね、もっと丁寧な対応が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

〔住民課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 再調査、再々調査という形ではなく、それぞれの再調査に基づきまして、状況等も、お話をしているように思っておりますけれども、そういう説明なり再説明につきましては、また後日、お話もしております。

〔吉井君 挙手〕

議長（山田弘治君） 吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） それから、この被災者支援に関してなんですけれど、この間、11月2日に衆議院の予算委員会で、山口 壮議員が、この台風9号について、被災者の生活再建支援法の適用対象が住居だけでお店が入らないこともあって、非常に辛い。現状に合った見直しを考えていただけないでしょうかという質問をしております。で、その質問に対して、前原国務大臣が、社会情勢を踏まえて見極めていくべきだと思うので、検討させていただきたい。店舗等を含めるべきだということについて、被災者の生活再建支援法の適用に対してね、店舗等を含めるべきだということについて、19年に改正した時の付帯決議で、4年を目途して、総合的な検討を加えるとされておりますので、今、ご意見があったことも踏まえて、検討していきたいと思っておりますという、こういうやり取りがあるんですが、本町におきまして、久崎も佐用も非常に商店街が大きな被害を受けました。そこで、こういった点を踏まえてですね、町として、国に対して要求していくのか、いかないのか、町長の姿勢をお尋ねします。

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） この度の、そういう被災者の支援法の適用の中でですね、今、言われますように、事業者、店舗等、それに対する支援というものが、直接的なものがないと。これは、非常に、この生活を再建していく上で、特に、ご商売されているような方にとってはですね、非常にまあ、この支援がないという、非常に厳しい状況だということ。そういうことは、国から、いろいろと来られた時、また当然、山口衆議院議員にもですね、こういう状況を改善をしていただきたいということを、町として、その度に要請をしてですね、問題点を指摘して、山口議員も、そういう国会での質問をしていただいたというふうに思っておりますし、そういう方向で、今後検討して、改善点としては、そういうことを、今後の改善点として考えていかなければならないという問題意識も持っていております。ですから、当然、これ、今まで何もしてなくてじゃなくて、そういう要請をしてきたということでもあります。

〔吉井君「要請してきたと」と呼ぶ〕

〔吉井君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） そして、その、この国の制度が、この程度であるということについてね、その補完として町が独自で、そのところに対して手当てをするという考えについては、いかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 中々、非常に、その対象の事業者が多いわけです。町の財政ではですね、十分なことはできません。無理です。中々、大変だという。難しいということで、まあ、今回、災害の義援金等に合わせてですね、町としての、大きな支援にはなりませんけれども、お見舞金を届けさせていただいたということでもあります。

まあ、住宅再建とか生活支援のようにですね、国における今の制度、数百万というね、100万単位のというような支援をするということが、今の、町の、今後の財政を考えた時にね、今の国なり県の財政的な裏づけ、支援がない限りね、町単独だけでは、中々難しいというのが、現状ではないでしょうか。

〔吉井君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） また、別の機会にしたいと思うんですけど、隣の美作市では、そういった国の制度でできないところと言いますか、それが不十分な所について、市独自で、その制度を設けてですね、それに対して、県からも支援をしているということがありますので、そういった点を研究をしていただきたいと思いますしと要望しておきます。

それから、大きい2点目の防災無線の件ですけれど、これで、これまでの一般質問されてきた中にも指摘がありまして、町長も、その反省すべき点は多くあると。検証が、これからということなんですけれど、災害本部を、少なくともですね、災害本部を立ち上げた時に、町民に対して、町として、災害本部を立ち上げましたというようなことが、その9時20分に避難勧告を出すというような、そこまで何も放送しないというようなことが、起こらない体制というのがね、必要だったと思うんですけど、その点については、どう反省されていますか。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、対策本部を設置したというね、そういう、その放送と言いますか、連絡、これは、確かに必要だったと思います。今後ですね、それは、そういうことを、やっぱり連絡しなきゃいけないなというふうに思います。

それから、9時20分まで何もしなかったというのではなくって、当然、今、土砂災害の情報とか、また、この、それぞれの地域における、佐用町、町域に対する注意情報、そういうものも、今後、検証の中に出てきますけれども、放送はしております。ですから、刻々とですね、当然、変わる中で、適切な、的確な情報を伝達していくと。このことは、当然、大切だというふうに思っております。

〔吉井君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） この9時20分まで何もしなかったということは、ないんだということなんですけど、佐用、ここの地域におきましては、7時50分の通常放送があってですね、その時に、雨は激しかったけれども、通常放送が流されているから、それほど心配したことはないだろうというような雰囲気、どうしてもなってしまったわけですね。

そして、9時20分の避難勧告の時には、中町地域ではですね、中町の方が、9時20分に、その放送を聞いて、慌ててドアを開けたら、もうとてもじゃないけれど、外に出れる状態ではなかったと。

で、私の家から見てましても、その時点では、もうとんでもない急な流れで、とつても、その、外に出られるような状況ではありませんでした。で、私自身も、あの放送を途切れ途切れに聞いて、家の中のは聞こえませんでしたから、屋外の放送を途切れ途切れに聞いて、もう何てことを言っているんだという憤りをね、感じた放送だったわけです。

で、最近も言われておりますが、やっぱり、その頼るべき情報源がですね、そういうようないい加減なことで、本当にこう、危険に、町民を追い込んでいってしまうようなね、形に、なっていたわけですね。ですから、その点の検証というのは、本当に大切なことでありますし、防災無線本来のいかし方、これについては、本当に真剣に検証を重ねていただきたいというふうに思います。いかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、先ほどの、他の方の答弁でもお話させて、答弁させていただいておりますけれども、土砂災害等の危険情報という形で、非常に大きな雨が、たくさんの雨が降って危険ですということを、これが8時29分か何かに、8時半前に放送を入れております。

それから、中町で、今言われるような、佐用町の地域的な避難情報、これについては、8時59分ぐらいに入れております。どちらの放送を聞かれているか、時間的なあれは、あると思いますけれども、そういう地域からの、この情報に基づいてね、一部、そういう、その佐用地域についての情報が、分かった部分については、その放送を入れております。そういうことも、今後の検証の中では、当然、出て、はっきりと出てくるというふうに思っております。

〔吉井君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、残り時間5分切りました。吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） この9時20分の放送についてですけど、いろいろな研究があるんですが、その川の状況とか、それから地形の問題とか、そういったことを見ながら、佐用町のような所では、少なくとも、どんなに遅くても8時30分頃までには、避難を終えていないと、歩いて避難するのは困難だったと言われております。まあ、安全な範囲で言いますと、8時の時点で、それまでに避難が完了していないと危険であったというように、言う人もあるわけです。

で、そういうことで、9時20分の避難勧告については、本当に、その機会を逸して、町民が、今度はその、相当に混乱する放送であったということを言わざるを得ません。

まあ、後3分ですが、最後の3点目の平福の景観修復についてですけど、これについて、アドバイザーを派遣、県の方から派遣されて、そういった方々が調査に入られたようなんですけど、その時に、事前に地元の人が知らなかったという点もあるんですけど、この調査団が平福に入ったのは、いつか。そして、対象の建造物の件数。それから、今後、その件数が修復に向けてですね、この制度を利用していく、その見通しについて、今の時点で、分かっている状況をお願いします。

〔まちづくり課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） 平福地域の景観アドバイザーの派遣の日にちがいつかということでございますけれども、8軒の方にですね、アドバイザーの方が、派遣要請がございまして、出て参っております。日にちといたしましては、10月の25日からですね、12月の4日までの間ということで、8軒の方がですね、2回から3回、そういった形で派遣を受けておられます。

それとですね、現在までの申請と言いますか、申し込みと言いますか、そういった状況でございますけれども、申請済みが6件でございます。それから、現在準備中と、そういったものが5件。それから、協議をされておる最中のものが、11件ございます。

議長（山田弘治君） はい、吉井秀美君の持ち時間終わりました。

まちづくり課長（前澤敏美君） はい、それと、はい。

議長（山田弘治君） これで、吉井秀美君の発言は、終わりました。

20番（吉井秀美君） はい、時間が来ましたので、終わります。

議長（山田弘治君） お諮りをいたします。後、10名の方の質問が残っておりますが、これにて本日の日程は終了いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議ないと認めますので、これにて本日の日程は終了をいたします。

次の本会議は明12月8日午前9時30分より再開をいたします。

本日は、これにて散会をいたします。どうもご苦労様でした。

午後04時15分 散会